

平成24年第3回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年 9月 5日  
 本日の会議 平成24年 9月 6日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 酒井 通博 君	議事課 長 村山 和聡 君
参事 浜野 洋子 君	

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副町長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会計管理者 中山 祐一 君
総 務 部 長 葉山 義文 君	企画振興部長 山田 譲二 君
生活福祉部長 田島 弘明 君	建設部長 鈴木 典秀 君
水道局長 馬木 信一 君	教育次長 勝本 真二 君
政策推進室長 松添 高明 君	総務課長 古賀 洋 君
財務課長 宮崎 望 君	管財課長 山下多喜男 君
税務課長 田平 俊則 君	収納推進課長 村山 政秀 君
企画課長 松浦 篤美 君	地域政策課長 大津 鉄治 君
環境対策課長 益富 雅彦 君	健康保険課長 小佐々 司 君
介護保険課長 藤井 尚武 君	福祉課長 西平 隆邦 君
農林水産課長 浜口 務 君	管理課長 吉村 了 君
農業委員会事務局長 松本 廣 君	都市整備課長 日野 勉 君
水道課長 谷口 一美 君	下水道課長 浦川 圭一 君
教育委員会総務課長 森川 敏幸 君	生涯学習課長 和泉 嘉彦 君
スポーツ振興課長 吉村 邦彦 君	監査事務局 長 村田 和則 君
会計課長 酒井喜代彦 君	

会議録署名議員

19番 吉岡 清彦 議員                      20番 竹中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会            9時30分

散会            16時13分

平成24年第3回長与町議会定例会

議事日程（第2号）

平成24年 9月 6日（木）

午 前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	

議 長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告順6、内村博法議員の①小・中学校におけるいじめ防止について、②町長の所信表明について、③ごみ焼却施設についての質問を同時に許します。3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

皆さん、おはようございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

大きな質問項目として、3項目あります。よろしくお願いたします。

まず、質問事項①の小・中学校におけるいじめ防止についてでございます。

昨年、滋賀県大津市の中学生がいじめを苦に飛びおり自殺した痛ましい事件がありました。現在、学校は教育委員会の不誠実な対応、さらには異例とも言える警察の強制捜査もありまして、世間の大きな関心を集めているところでございます。

そこで、次の点について質問いたします。

まず、第1点目として長与町の小・中学校におけるいじめの実態状況についてお伺いしたいと思えます。

それから2点目として、現在、長与町としていじめ防止に関してどのような対策を講じられているか、お伺いしたいと思えます。また、大津市の事件を機に町としては今後どのように対応されるのか、伺いたいと思えます。

3点目として、他自治体では既にいじめ防止条例を制定しているところがございます。条例制定のお考えはないのかどうか、お伺いしたいと思えます。

次に、質問事項②の町長の所信表明についてでございます。

町長は本年6月の議会におきまして、今後の行政方針について所信を表明されました。また、一般質問では、今後の行政方針は第8次総合計画を基本に実施していきたいとの回答をいただきました。しかしながら、所信表明ではほとんど触れられなかった次の点について改めて質問いたします。

まず1点目として、長与町の防災対策でございます。御存じのとおり安全・安心な町づくりは行政の最も重要な課題であります。東北大震災の後、国、地方公共団体におきましては、大震災の教訓をもとに防災機能の強化について、いろいろな提案や見直しがなされています。本町の防災対策について、今後どのような方針で進めていかれるのか、町長の基本的な見解を伺いたいと思えます。

2点目として、財政健全化についてでございます。財政健全化を進めていく上では、税収の確保はもちろん重要であります。工事費用や物品購入費用のコストダウン並びに経費削減も強力に進めていく必要があります。費用削減は今後どのような方針で進めていかれるのか、町長の基本的な見解を伺いたいと思えます。

次に、質問事項③のごみ焼却施設についてでございます。

町民の関心の高いこのごみ焼却については、時津町と共同で現在実施しておりますごみ焼却施設建設について土地買収も完了しまして、現在平成27年4月稼働に向けて焼却施設の設計、施行及び運営、維持、管理の入札公告が実施されている状況にあります。

そこで、次の点について所管としてはどのような把握をされているか、質問いたします。

まず、1点目として環境対策についてでございます。イのダイオキシン等の有害物質の流失防止体制は万全なのか、伺いたいと思います。また、環境モニタリング調査については今後どのような項目を実施されるのか、伺いたいと思います。ロの温室効果ガス抑制につきましては熱回収のほかにもどのような対策を考えておられるのか、伺いたいと思います。また、本施設による温室効果ガスの年間発生量はどの程度予想されているのか、伺いたいと思います。それから、ハの地域住民との説明会を実施されたというふうにお聞きしておりますが、問題なかったのか伺いたいと思います。

次に、2点目として焼却処理能力は1日54トン、24時間当たり27トンを2基というふうになってます。この算定根拠について、お伺いいたしたいと思います。

次に、3点目として今回ストーカー連続焼却炉を採用するということですが、近年、焼却灰の埋立地処分が不要なガス化溶融炉が次世代処理施設として注目されています。多くの自治体で導入されております。ガス化溶融炉を採用しなかった理由について伺いたいと思います。

次に、4点目として今回の入札公告では、予定価格が事前に公表されておりますが、事前公表した理由についてお伺いいたしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

現在、内村議員さんの方から御質問がございましたので、それについてお答えを申し上げたいと存じます。

1番目の御質問につきましては、後ほど所管の教育委員会の方から回答いたしますので、初めに私の方からは2番目と3番目の御質問につきまして、回答をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目に御質問の1点目、長与町の防災対策についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、災害に対する備えは住民にとっても行政にとっても重要な課題であることは疑いのないところでございます。昨年、東日本大震災以降、国を初め、さまざまな機関で防災面での検討がなされてまいりました。本年6月には、長崎県の地域防災計画が大幅な修正を実施された上で決定されたようです。そこで、本町に密接に関係する部分を精査、研究し、地域防災計画の修正に向けての作業を進めているところでございます。

その第1番目といたしまして一時避難場所の追加指定、続いて消防団等の連絡機能向上のためのトランシーバー配備、3点目、防火水槽等消防水利の拡充対策、4番目、消防団格納庫の計画的な更新、6番目、携帯電話会社が提供する緊急速報メールの利用環境整備、7番目、防災行政無線からの放送内容に関して、フリーダイヤルやメールの自動受信による情報伝達システムの構築などを実施しております。

今後も引き続き、ソフト・ハード両面において、充実を図ってまいりたいと考えております。中長期的には、現在、長与町で取り組んでおります情報インフラの整備の中で、こういったものをインクリーズしていきたいというふうに考えておるところでございます。

続いて、2点目の財政健全化につきましてでございますけれども、町税を初めとした歳入の確保及び歳出の削減に努め、限られた財源の中で、いかにして効率的、効果的な財政運営を行っていくかを念頭に、今後の財政の健全性を維持したいと考えております。

御指摘の工事費用、物品購入費用のコストダウンや経費削減についても、町財政の健全化を進める上では重要な項目の一つであります。

御質問の費用削減についての今後の方針ですが、工事費用については、建設工事執行規則及び町財務規則にのっとり今後とも実施したいと考えております。

物品購入費用につきましては、現在コピー用紙、蛍光灯は管財課で単価契約を行い、一括して必要なとき、まとめて購入しております。また公用車の給油についても、管財課で入札により給油事業者を指定し、単価契約を行い、公用車の給油を各課で行っておるところでございます。

その他の物品購入、消耗品等については、現在各課で発注事務を行っております。発注時におきまして、各課で購入単価、数量等、十分な検討を行い、物品納入時には、管財課で納品書の数量等の確認を行い、むだなものを発注しないなど経費削減に努めているところでございます。今後とも、再利用できるものについては再利用するなど徹底し、なお一層の経費削減を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

続いて、ごみ焼却施設についてでございます。

3番目にごみ焼却施設についてでございますが、この御質問につきまして、地方自治法第284条2項により設置されました長与・時津環境施設組合に決められたものでございますので、長与町でお答えできる範囲での御回答とさせていただきますので、あらかじめ御了承をお願いしたいと存じます。

御案内のように、施設整備に向けまして、地権者の皆様及び地元自治会で組織されております毛屋白津振興協議会の皆様と交渉、協議を重ねてまいりました。皆様の多大なる御理解、御協力をいただき、用地契約、登記事務につきましましては、23の年度で完了をし、毛屋白津振興協議会との協議事項につきましても、先般合意に至ったところでございます。

それを受けまして、7月28日と31日の2日間、熱回収施設用地造成工事及び町道池堂西時津線道路築造工事の合同説明会を開催し、地元自治会、

用地隣接者、周辺耕作者などの皆さんへ工事の概要説明及び工事への協力依頼を行いますとともに、毛屋白津振興協議会との覚書の取り交わしも行ったところでございます。

今後、工事に着手してまいるわけですが、地権者の皆様、地元自治会の皆様には熱回収施設等整備事業につきまして、多大なる御理解、御協力を賜りましたことに対し、この場をかりまして、衷心より厚くお礼を申し上げたいということでございます。

御質問の1点目、イ、ダイオキシン類の有害物質の流失防止対策体制、また環境モニタリング調査についてでございます。

御指摘のダイオキシン類等の有害物質の流失防止につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条で規定される一般廃棄物処理施設の技術上の基準、及び第4条の5の一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に基づき施設の設計、建設及び維持管理を実施いたします。さらにごみ焼却施設は、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び関係法令等で定められている排出基準値以下に自主規制値を設定し、周辺環境への影響を最小限とした施設の運転管理を行ってまいります。

また、環境モニタリング調査の項目ですが、排ガス、放流水、騒音、振動、悪臭等が設定されておるところでございます。

次に、ロの熱回収以外の温室効果ガスの抑制につきましては、ごみ焼却施設の省電力機器の採用等により電力の抑制などが考えられます。また、ごみ焼却施設の稼働に伴う温室効果ガス発生予想量につきましては、年間およそ7,000トンが見込まれておるところでございます。

次に、ハの地域住民との説明会についてでございますが、御質問の御趣旨のとおり、大気汚染、水質汚染、臭気等の住環境悪化を懸念する意見が多く寄せられたところでございます。それらの御意見に対しまして、一つ一つ丁寧に御説明申し上げますとともに、先進地の焼却施設の見学会を開催するなど、現在の焼却施設の安全性につきまして、実際に自分の目で見て確認してもらいながら、御理解をいただいたところでございます。

次に、2点目の焼却施設能力、日量54トンの算定根拠についてですが、施設規模の設定につきましては、廃棄物処理施設整備国庫補助金交付要綱の取り扱いについての規定によりまして、ごみ処理施設の規模は計画目標年次、計画収集人口、計画1人1日平均排出量を算定基礎として算出することとされておりまして、時津町、長与町の資料などをもとに算出がなされて決定された数量でございます。

ガス化熔融炉を採用しなかった理由についてでございます。長与・時津環境施設組合ではごみ処理施設の整備を実施するため、熱回収推進施設整備計画検討委員会を設置し、各ごみ処理システムについての協議、検討が重ねられ、環境保全性、安定性、安全性及び経済性を評価し、最終的にストーカー方式が採用されたところでございます。ガス化熔融炉はごみを高温で熔融することにより灰分がスラグ化されます。このスラグを工共事業等に利用することで埋め立て処分場が不要となることから、次世代型の施設として注目さ

れていましたが、本地域では公共事業への溶融スラグの利用が見込めないこと。また、ガス化溶融炉は、外部燃料を必要とすることで、温室効果ガスの発生量が多くなることや燃料代等の維持管理費も高額となることなどが採用しなかった理由として上げられておるところでございます。

次に、4点目。入札公告において予定価格が事前公表されている理由でございますが、長与・時津環境施設組合が入札公告を行っている、熱回収施設整備・運営事業は施設の設計、建設及び運営事業を一括して契約を行うDBO方式による総合評価一般競争入札により落札者を決定いたします。総合評価一般競争入札により落札者決定基準を定める場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、2名以上の学識経験者の意見を聞かなければならないと規定されています。長与・時津環境施設組合では、学識経験者から成る熱回収施設整備・運営事業事業者選定委員会を設置し、入札関係書類の審議を行うとともに先進地の事例等を参考に、予定価格の事前公表がなされているようでございます。

長与・時津環境施設組合としましても、細心の注意を払って決定がされたものと考えているところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

1点目の小・中学校におけるいじめ防止について、回答いたします。

(1)の本町の小・中学校におけるいじめの実態でございますが、昨日の金子議員の質問にも回答しましたように、平成18年度の文科省のいじめの定義の変更もあり、その認知件数は増加しております。例えば、けんかを例に挙げますとけんかの原因が一方的だったり、五分五分とか七分三分などといろいろありますけども、指導を行えば短時間でおさまるのが普通です。しかし、このようなけんかでも相手が精神的な苦痛を感じ、いじめととらえれば、いじめとカウントしていきます。また、親しい関係にあるもの同士の戯れや、少しだけ相手を困らせてやろうとする一過性の行為も、相手が精神的な苦痛を感じ、いじめととらえれば、いじめとカウントしていきます。

したがって、以前はその行為の内容とか継続性とか集団構造などから、いじめといたずらやふざけやけんかなどとの識別する力が必要でございました。しかし、今はいじめられた側の感じ方次第ということで、認知件数は増加しているものと思われま。

今回の調査結果でございますが、本年4月からのいじめの認知件数は、昨日も申しましたけども、小学校で38件、中学校で9件となっております。各学校では指導の結果、ほとんど解決しておりますが、継続的な指導を行っている事例もありますので、今後とも学校と家庭と教育委員会が連携しながら解決に当たってまいります。

2点目の本町でのいじめ防止策や大津市の事件を機に、今後の対応はどうするかということでございますが、私はいじめは典型的な人権侵害であると思います。したがって、各学校では、県教委が出しておりますいじめ事例集



などを取り上げて、しっかりと人権教育に取り組んでもらっております。

また、日ごろのあいさつ運動も大きな抑止力になると思いますので、学校内外を問わず、自分から進んであいさつをしようという合い言葉で、現在あいさつ運動を推進しております。

また、昨日も少し触れましたけども、8月22日に少年の主張長崎県大会が長与町文化ホールで開催されました。県下各郡市の中学生代表がすばらしい発表をいたしました。町内の中学3年生は全員参加いたしましたが、これを聞いた生徒たちからはいじめは起きないと思うほどの感動的な内容であり、雰囲気でもございました。私は、このような感動の体験をもっともっとふやしていけば、いじめ防止にもつながるものと期待しておりますので、今後、感動体験の機会増加を呼びかけてまいります。

今後のいじめ防止策としましては、継続的なアンケート調査や教育相談や個人面談の充実、そして町費で配置しております教育相談員の活用、それから教育委員会内にあります子どもホットラインの活用、そしてスクールカウンセラーの活用など現有の組織を挙げて、いじめの早期発見、早期解消に努めてまいります。

また、最近ではメールやインターネットによる誹謗中傷も起きておりますので、各学校で情報モラルの教育、とりわけこの情報化社会の光と影の部分の指導にも力を入れていきたいと考えております。

3点目の各自治体が行っているいじめ防止条例の制定に関してでございますが、いろいろ調べてみましたが、例えば兵庫県小野市では平成20年度からいじめ防止条例を制定し、施行しております。この小野市はそろばんの町として有名で、人口は約5万人、8つの小学校と4つの中学校から成る市で、規模的には長与町よりも少し大きいというところでございます。全国に先駆けておの検定を行っているところでございまして、私もこの現在のながよ検定のベースとして勉強させてもらった経緯がございます。この小野市いじめ防止条例は学校だけではなくて、家庭、職場、地域社会などにおけるいじめ、虐待、暴力等に焦点を当てた市民の総力を挙げた市民運動の取り組みで、共感を得るものがたくさんございます。特に、大きな問題が起こる前に防止策を講じるという、いわゆる後手対応から先手管理によるいじめ防止を市民の意識改革等、目に見える成果追求ということで取り組んでいることで見習うべきものがあるなと思いました。

このながよ検定もおの検定をヒントに実施しているわけでございますので、今後検討してみたいと思います。

また昨日、平野文部大臣がいじめ対策について記者会見し、今後国も積極的に関与していくという方針を出しておりますので、その趣旨も取り入れながら対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきたいと思ひます。

まず、小・中学校におけるいじめ防止についてでございますけれども、大津小学校の例もあるんですけども、昨日も札幌ですか、いじめを苦に自殺した例が発生しております。私は、なぜ、やっぱり全国各地にこういういじめが多く多発するのかというのが、非常に疑問に思っているところでございます。これはだれしもそう思うわけですけども、幸いにして先ほどの教育長のお話では長与は大きな問題も起こっておりません。しかしながら、明日は我が身、いつ起こるか、いじめはわかりません。だから、万全のやっぱり備えをすべきだろうと思ひます。

まず、この点について全国の発生している状況、現状についてどのような認識を持たれているか、それをまずお伺いしたいと思ひます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

御指摘のとおりでございます、もう毎日新聞を開くのが怖いございます。そして、インターネットで見るとは本当に怖いございます。いじめが原因で遺書まで残して亡くなったとか、あるいはいじめが原因ではないかと思われるような事例が本当に多発しております。これは私ほうちではそういうことは起きないという認識ではございません。だれでもどこの学校でも起こり得るという、そういう危機意識を持って取り組もうということで校長会等にも一緒に対応しておりますので、把握しておるといいながらも把握漏れがあるかもしれない、親にも言えない、だれにも相談しない子がいるかもしれない。県の子どもホットラインに昨年1年間で500から600件の子供からの相談があったということで、長崎県においてそういう事実を考えますと、本当に毎朝起きて新聞をあけるのが怖いというそういう現状でございます。

議 長 (山口経正議員)

内村議員

3 番 (内村博法議員)

町長の見解をお伺いしたいと思ひます。

教 育 長 (黒田義和君)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、教育長さんの方から話ありましたけども、私も日々新聞を見ると、毎日こういったものが出てくるんですね。私は昨年度、長与中学校のPTAに行ってきたんですよ、授業参観に。授業参観に行くと、じかに感じようと思つて。そしたら階段を上がっていきますと、必ず生徒さんがおはようございましてという声をかけてくれました。私はそういった日々の小さな取り組み、そしてきのうもちょっとお話ししましたけれども、登下校時における自治会の御老人さん方が朝からおはようって言って声かけてくれる、そういったものがやはり地道な活動ではありますけれども、私たちが手短かにできることな

議 長

のではないかというふうに考えております。

(山口経正議員)

内村議員。

3 番

(内村博法議員)

教育長が言われるように、危機意識が非常に大事だろうと思います。私もそういうふうに理解します。町長が言われた日ごろの声かけ運動ですね、あいさつとか、そういうのも非常に大事だろうと思います。

そこで次に、ちょっと具体的な質問させていただきたいと思います。

先ほど、教育長の方からいじめの定義、きのうもいじめの定義をやられたんですけども、この定義っていうのが文科省の定義でしょうけれども、これによると先ほど教育長が言われましたように個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は表面的、形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行くと。これは長崎市の始業式のときにも校長先生がある始業式で言われてました。やっぱりいじめた側は言う権利はないと、実際ですね。しかし、いじめられた方はいじめを受けたと言う権利があるというような趣旨のことを話しておられました。

それで、やはりいじめの定義っていうのはちょっと非常に抽象的な文言ではないかなと思います。実際の学校の現場におかれては、この定義を受けまして、どのような運用をされているのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいなと思います。

議 長

(山口経正議員)

教育次長。

教育次長

(勝本真二君)

結局、子供たちがちょっとした笑いとか、それとか冷やかしかとか、そういう言葉あたりをまずは教職員がとらえ切るかどうかと、そこあたりも先ほど教育長もお話ししましたように、もう今まではこれはいじめだろうか、これはいじめじゃないだろうかとか、そういうちょっと先生方の考えがあったんですけど、最近はまだ、先ほども言いましたように子供が、あっ、これはいじめだと言った数は上がってくるようになってます。きのうのお話にもあったように、答弁にもあったように、これまでは本当に件数的には少なかったんですけど、最近はまだ今年度も4月からの状態でありまして、数的に2けた以上の数があったように、ちょっと子供たちがあっ、これはいじめだと言われたものはいじめというふうにとらえて、そして、それに対して担任または子供の相談員並びに各校の管理者等が対応して、極力解決に臨むと。

ただし、常に今言ってるところは、管理者には毎月1回なり、学校によっては週に1回程度ですね、学校によってちょっと違うんですけど、気になる子供たちへの対応とか問題行動に対する対応について、部会を開きながら密な対応をしてるんですが、そのとき管理者はこの子供たちが今ちょっと上がってるねというのは気になり、チェックはしてます。この間も校長会、教頭会で話したのは、そういう子供たちの担任にこの子どうですか確認します。ああ、今のところ大丈夫になったようです、それではだめですというこ

とを言ってます、現認してほしいと。まず、その子たちの様子を見に行つて、そして声かけをして、あっ、大丈夫と、そういうところまできちんとやっってくださいと。ただ、声かけで担任が大丈夫ですっていうことで、それで信用しないようにと、常に小さいとこまで動いていって確認した上で、あっこれで大丈夫と、そういう体制でいってくださいと。今のところ1件残ってるのがありますが、それはやっぱりちょっと時間かかっているなと思ってます。そこあたりは教育委員会も連携しながら対応しているのが現状です。以上です。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

ありがとうございました。密にチェックをされているということでお聞きしましたけども、私はやっぱりいじめの定義っていうのをあいまいにすると、見過ごしてしまう危険性があるんじゃないかなと思うんですよ。やっぱり大津小の例では、学校は加害行為について、だれもいじめとして認識してなかったという報道がされています。これの真偽はともかくとして、やはりだれもが理解できるものにしないと、これは生徒にも指導できないんじゃないかなと思うんですよ。単にいじめはやめなさいと言っても、何がいじめなのかということが理解できなければ、説得力はないんじゃないかなと思うんですよ。このあたりしっかりと定義して、学校の先生も共有すべきじゃないかなと、こういうふうには考えます。

これについてどのようにお考えか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

教育次長。

教育次長 (勝本真二君)

例えば例に挙げますと、冷やかしたり、ええっとかそんなあとかそういう言葉あたりがあったときに、やはり担任が即、今のはいじめじゃないでしょうかと具体的にそういうところから説明をすべきじゃなからうかと。それとか、やはりちょっと遊びながらぼんとたたいたり、そこあたりも、それとか見えんとこ、けったりとか、そういうのもやはり担任あたりがきちんと実態を把握した上でその場で対応して、具体的に子供たちに指導することが必要じゃなからうか。その積み重ねがいじめをなくすことにつながるんじゃないかなと思うっております。その積み重ねかななんて思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

私は確かにそういう方法もあるのかなとは思いますが。

ただ、やはりいじめの形態を類型化して、そのいじめの類型化に応じた対策をとらないといけないと思います。例えばですけれども、これはいろんな類型化の方法があると思うんですけれども、子供たちが共同生活を送る上で当然発生しますあつれきとかありますよね。それが一つ。

それから、コミュニケーションのいじめですね。犯罪にならない、例えば仲間外れにするとか、そういう類型があると思うんですよ。それから、犯罪型コミュニケーション、先ほど教育長が言われましたネットいじめですね、こういったもの。それから、それ以外の暴力、恐喝型いじめ、こういう犯罪に問われるものがあると思うんですよね、私は。というようにいじめの中にも犯罪行為は当然含まれます。明らかな暴行とかですね、それから傷害、恐喝、脅迫などの犯罪であれば、これ警察への相談、通報などの処置が当然必要となってくるんですよね。そういった場合に、具体的な事例で対処するということが必要と思われると思います。

したがって、そこで犯罪行為に触れた場合、これはないかもしれませんが、そういういじめが発生した場合にどのように対応されるか、そういった対応の仕方っていうのは、整理されておられるんですかね。例えば警察に通報するとか、そういった方法とか、ちょっとそのあたりお聞きしたいなと思ってます。

議 長 (山口経正議員)  
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

そういう犯罪に触れるような、法に触れるような場合には、現在、学校警察通報システムというのがございまして、そこで通報すれば、逮捕とか何かそういう前に警察の方からも指導をするというそういうシステムが、全国では一番長崎県遅かったんですけども、一昨年から運用しておりますので、そういうことの活用も一緒に含めて活用してまいりたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)  
内村議員。

3 番 (内村博法議員)

犯罪行為っていうのは、大津市の事例では男子生徒が同級生から飛びけりされたり、自殺の練習をさせられたりという報道があったわけですね。教諭は、いじめではなく、けんかというふうに結論づけたと、こういう報道もなされています。やっぱりいじめが放置されやすいっていうのは、ただの仲間外れから殴る、けるの暴行まで、いじめという言葉で一くくりにされてることも原因ではないかなと私はそう考えています。殴る、けるはいじめという言葉ではもう本当に片づけられない犯罪行為ではないかと思えます。やはり、学校内で起きたことも、人を殴れば暴行罪、暴行に当たると。けがをさせれば、傷害罪、やっぱり毅然とした対応をとるべきだろうと思えます。かつあげとか暴力や脅迫によってお金をだまし取れば、これは恐喝になる。借りただけ、後で返すつもりと言っても犯罪が成立するわけですね。そういうやはりいじめという言い方で、実態を覆い隠してはいけないなと私は考えております。どんなことをすれば、どのような罪に問われるのか、学校でもきちんとやっぱり指導すべきじゃないかなと思えます。

この点どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

教育長  
（黒田義和君）  
今、御指摘のあったような事例、まさに事例研究ですね。そういう事例を取り上げながら、学校の方でも指導をしていきたいというふうに考えております。

議長  
（山口経正議員）  
内村議員。

3番  
（内村博法議員）  
いじめが起こる原因として、いじめる側の心が満たされないから、それから弱いものへの攻撃で心を満たすためにいじめに走ると、また、自分が優位に走ると、立ちたいからということが心理的によくいわれています。中国の孔子の言葉に、おのれの欲せざるところ人に施すなかれと、つまり自分が嫌だと思うようなことを人にしてはいけないと、人間にとって最高の徳はこの教えから始まるとこう言っていますよね。やっぱり他人の痛みがよくわかるような道德教育を行う必要があるんじゃないかなと思います。

議長  
（山口経正議員）  
教育次長。  
教育次長  
（勝本真二君）  
道德では、道德の時間、それと道德教育。道德の教育を通してというのは、すべての教育活動を通して一日じゅう、結局、国語でも算数の中においてもやはり道德的な部分があると思います。そういうのを通して、規範意識を育てるとか思いやりの心を育てるとか、そういうような協力体制とか、そういうのも育てながら、また週1時間の道德の時間を通して、今言ったような規範意識等の育てるといようなそういうのもしてます。

議長  
（山口経正議員）  
内村議員。

3番  
（内村博法議員）  
いじめ対策における即効的な対策っちゅうのは、なかなか難しいと思うんですけども、地道にやっていくしかないと思います。

また、私はこれも財政的な制限とか国の施策とかありますから、長与町独自で解決できる問題ではないかもしれませんが、やっぱり学校はできるだけ少人数学級にして、子供一人一人がよく見えるような体制が必要ではな

いかなと私自身はそう思います。

また、教師が連帯して集団で指導できる体制がやっぱり必要ではないかなと。いじめが発生する場所というのは、大人がいないところでやるんですよ。これはもう自明の理ですよ。だから、常に大人の目が監視してないと防ぎきれないと私はそう感じております。

だから、そういう教育の現場というのは、非常に今度の指導要領でも多忙を極めてます。これはもう私もよく理解できます。その中であって、こういういじめのこれを毎日やっていかないと、見落としが、見過ごしが、見逃してしまうという危険性がありますので、本当に学校の先生っていうのは大変だと思います。そういうことで、こういう体制も改善できればなと思います。これは、しかし、長与町独自ではなかなか難しいところがあると思いますけれども。

それから、いじめに対する意識の甘さですね。寛容さ、これがやっぱりいじめを助長するんじゃないかなと思ってのんですよ。だから学校、保護者は本当にいじめは絶対に許さないという強い意思を示さないと、これはもうちょっと難しいんじゃないかなと思うんですよ。中国の老子の言葉ですかね、天網恢々疎にして漏らさずという言葉があります。天の網は粗いようであるけれども、悪人を必ず捕らえる、悪事を働いた者は必ず天罰を受けるっていうこういう意味なんですけれども、このような強い意思を持って対応することが重要だと思います。

それからいじめ防止ですけども、やっぱり先生の危機管理の意識の向上とか、それから先生が救ってくれるだろうという信頼関係ですね。これがまず大事じゃないかなと思います。つまり、生徒が積極的に相談しやすい体制にするということが重要かなと思います。そのためには、日ごろ先生が生徒に声をかけたり、そうしないと子供は絶対相談に来ないと思うんですよ。相談所だけ設けても、意味がないと思います。だれも相談に来ないと思うんですね。やっぱり、日ごろのコミュニケーションが大事じゃないかなと思います。やっぱり子供に対しては、命の大切さとか命を守るとか命を救うとか、そういうことを耳にたこができるように教え込まないと、なかなかそれはいじめを撲滅にはつながらないなと思います。

外国においても、この前もテレビを見てましたけども、特に先進地のオランダですかね。テレビで最近見ましたけども、オランダではいじめ防止プログラムっていうのが何かつくられて、非常に効果が上がっていると。そのプログラムっていうのは、代表的なのはロールプレーをするらしいですね。いじめる側、いじめられる側という役割をつけて、そしていじめの対応とか、いじめの痛みとかこういうのを知ってもらおうと。教師もやっぱりいじめというのはこういうものだというのを知って、やられるみたいですね。もちろん保護者も一緒になってやるみたいなんですけども、そういうのも一つやっているみたいですね。

それで、あと先ほど教育長が実際の子供のいじめの把握として、アンケートをされてると。大津小でも何かやっておられたみたいなんですけども、このア

議 長                    ンケートは年に何回実施されてますかね。  
                           (山口経正議員)  
                           教育長。

教 育 長               (黒田義和君)  
                           これ学期に1回を基本として、同じような内容で追跡していったらという、  
                           そういう状況でございます。

議 長                   (山口経正議員)  
                           内村議員。

3 番                   (内村博法議員)  
                           ある中学校で、週に1回やってるところありますよね。なぜかっていうと、  
                           テレビで見ましたけども、なぜそうするのかっていうインタビューがありま  
                           したけど、子供の行動というのは毎日毎日変わるそうですよ。だから、1年  
                           に1回とか半年に1回やっても無意味だというわけですね。だから、1週間  
                           に1遍やると。だから、こういうこともいじめを気づく手がかりにはな  
                           るんじゃないかなと私はこう思ってます。あと、私も先ほど個別面談とか言  
                           われましたけど、こういう場合には保護者も入られるのかですね。このあた  
                           り、どんな形式でやられてるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長                   (山口経正議員)  
                           教育長。

教 育 長               (黒田義和君)  
                           基本的には子供と担任ですけども、その担任が必要とする、あるいは保護  
                           者の意向があれば保護者も同席するというケースもございます。

議 長                   (山口経正議員)  
                           内村議員。

3 番                   (内村博法議員)  
                           いじめを把握するためには、生活ノートとか個人ノートとかそういったの  
                           も活用されているのではないかなと思うんですが、そのあたりいかがですか  
                           ね。

議 長                   (山口経正議員)  
                           教育次長。

教育次長               (勝本真二君)  
                           今、言われました個人ノートあたり、生活ノートあたりも一つのいじめを  
                           発見する資料の一つとして活用しております。  
                           それとか、やはり日々の先ほども教育長が言ったと思うんですが、管理職  
                           による意図的、計画的な巡視とか、油断すること、だれでも自分たちも小・  
                           中学校の経験があるように、小さいときの経験があるように、やはり先生方  
                           の目を盗んでいろいろという部分があると思いますので、そこあたりも校長  
                           会、教頭会の折あたりにも、職員にもきちんとそういう意図的な動きができ  
                           るように、すき間を与えないように、そういうような話をしております。以  
                           上です。

議 長                   (山口経正議員)



3 番

内村議員。

(内村博法議員)

いじめが発生した後の処置として、現行法ではいじめた児童への措置として出席停止処分があるんですよね。これは教育法35条に定められていますね。もちろんいじめだけじゃありませんけども、そういう規定があります。きのうも新聞に載ってましたかね、東京のある中学校が、この出席停止命令について全職員と保護者を集めて説明会したと。やっぱりいじめの抑止として、この規定を活用せないかんといいった趣旨のものが新聞で報道され、きのうですか、報道されました。

それで、ちょっとお伺いしたいんですけども、過去こういう処分はあったのか、それから今後、これ本当に慎重を期さないといけないんですけども、こういう制度を今後、弾力的に運用すべきじゃないかなと思うんですよ。このあたりの見解、それから出席停止命令については手続を定めなさいと、教育委員会が、こういうような規定あるわけですね。だから、そのあたりお答えできる範囲で結構ですから、よろしくお願いします。

議 長

(山口経正議員)

教育長。

教 育 長

(黒田義和君)

この出席停止は今議員御指摘のとおり、学校教育法の35条に定めてありますけども、義務教育における出席停止というのは本人に対する懲罰という意味での出席停止ではございません。高校でいう謹慎とか出席停止みたいなのは、懲罰的なのはあるんでしょうけども、義務教育というのはこれはそうじゃないと。したがって、ほかの児童生徒の教育を受ける権利をきちんと担保してやると、そういう意味で出席停止するんですよと。しかし、出席停止された本人に対しても、教育を受ける権利は保障してやらんといかんといいことで、場所を変えてそういう学習指導も行っていくというそういうスタンスでございます。

過去に本町において出席停止はあったかと、これはあっておりません。全国的にも非常にそういう出席停止の例は、義務教育においてはまれだというふう聞いておりますけども、しかし、そういう規定はあるわけですから、今後検討してまいりたいと思っておりますが、これも単なる文書じゃなくて、きちんとした手続をふんでやるということは、承知しております。

しかし、それよりもこれよりも、やはり先ほど議員さんがずっと指摘しておられますように声かけですね。子供たちに声かけ、これはまさに子供にとっては肥やしかけと私は思うんですね。でも、学校教育にも限界があるんですよ。人は人を浴びて人となるということわざがございますけども、小学校に上がってきて中学校に行く期間だけでこれを防止するというのは、一生懸命頑張っているいろんな目で見ておりますけども、やはり家庭でも地域でも人を浴びるようなそういう経験をしていただきたいと。だから、私はこれは町を挙げて、地域挙げて取り組む問題であると、もちろん学校も頑張りますよ。そういうふう考えております。

議 長 (山口経正議員)  
内村議員。

3 番 (内村博法議員)

本当、教育というのは非常に大事だと思います。恐らくさっきの出席停止命令のほかにいわゆる転校処分、もうこれいじめた側もいじめられた側も両方ともあるケースがあると思うんですけど、そういうのも弾力的に多分運用されてると思います。このことについては、あえて質問しませんが、私は、学校教育基本法の教育の目的のうちうのがあるんですよ。これは人格の完成っていうふうにならわれているんですよ、目的がね。今のいじめの実態を見ると、もう本当にほど遠い感じがいたします。したがって、やっぱり理想を目指して頑張っていたいただきたいなと思います。

答弁ありがとうございました。

次に、町長の所信表明につきましてでございますけれども、余り時間がなくなりましたが、やっぱり私は東日本大震災の教訓というのは、これは町長はどういうふうに酌み取っておられますか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員さん御指摘のとおり東日本の大災害におきまして、一番やっぱり大きかったのは人命ということになるので、大災害というのは根こそぎその人たちの運命を変えてしまうということですので、この災害についてはやはり一番大きな気遣いをした要請をやっていくべきではないだろうかとは考えております。そういった意味で、議員さんが今御指摘のように、現在すぐできるようなことにつきましては今お上げしました6項目ぐらい、これはできるかと思っております。

そして中長期的には、私は今考えておりますのは、どこに行ってもその人にきちんとした形の情報が入っていく。そして、家の中にも家の外にも情報が入ってくる、そして、そういった問題の安否確認等々もできると、そういった情報の整備というのは、長与町では即必要なんじゃないだろうかと思うわけでありまして、ましてや、現在に至りましてはゲリラ豪雨というのがございます。今、東京などでも、非常に地震があった場合と台風があった場合はどのくらいのダメージがあるかと、そういったシミュレーションもやってるわけでございますね。それから、いろんな地域で日本は非常に地震が多いということがございますので、いろんなところでいろんなシミュレーションをしてるところでございますけれども、長与も実際問題としては1時間に187ミリという豪雨があったわけですね。それも実態でありますので、そういったものに備えるための安心・安全、これをどうしたらいいのかというのは、そういうことにおきまして私は情報インフラをいち早く整備していく必要があるんじゃないだろうか、そのようなことを考えておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

私は、町長の認識とはちょっと違うんですよね、大震災の教訓というのは。去年の6月議会でも言ったんですけど、やっぱり大きな課題としては2つあるんですよ、大震災の教訓はね。

1つは、避難場所や避難方法のあり方なんですよ。これで明暗を分けたところがいっぱいあるんですよ。釜石の奇跡とか言われてるでしょ。大川小学校ではもう二次避難先を決めてなかったがゆえにほとんど亡くなられたと。こういう明暗があるわけですよ。これが1つ。

それから、やっぱり原子力、福島第一原子力で起きたですね。これはやっぱり電源喪失が問題なんですよね。電源が確保されれば、非常用発電でも生きたわけですよ。その措置が何ら対策がなされてない。町長が言われる情報インフラ、これも電気があって初めて生きるんですよ。私たちがこの前、委員会で視察しました北茨木市ですね。ここの議長さんが言っておられましたよ。当時はもう電気も水もない状態で、もう本当にどうすればいいのかと。町民がどういうもんを欲しているかということで、パニックに陥らないように議長さんとそれから町長さんで手分けして避難所に行って、パニックに陥らないように食料とかそういったものをちゃんと供給するからということで、パニックを抑えられたそうですよ。もう即行ってですね。やっぱりそういう決断が町長としては必要なよね。だから私はこの前、議会運営委員会で行きましたよ、そこの北茨木市にですね。やっぱり貴重な体験を聞かせていただきました。やっぱりそういうのを今後、町長として町の持ち機関ですからね。情報インフラはだから電気が通じなければ、ただの何もならないんですよ。だから、そのあたりきちんと情報インフラに当たっては、やっていただきたいなと思います。

時間来ましたんで、これで終わります。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で、10時45分まで休憩します。

(休憩10時30分～10時45分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。

通告順7、安部 都議員の①町長の町政指針と行政サービスについて、②庁舎内職場環境改善の取り組みについて、③住民基本台帳カードの利用等についての質問を同時に許します。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

皆さん、おはようございます。

本日の2番バッターであります安部でございます。本日は3点質問させていただきたいと思います。それでは、本題に入ります。

①町長の町政指針と行政サービスについてお伺いいたします。

町長のマニフェストにあります重要施策の1つに住民に対するサービスと

は、住民の方々にとって役場が相談しやすい場所であるとともに地域の課題、住民の要求に早急に的確に対処でき、職員とともに今まで以上のサービスに対する論議を深め、実現に向けた施策を実行していきたくとあります。そこで、以下の質問をお伺いいたします。

(1) 窓口業務について、役場職員の住民に対するサービスの意識の向上のため、住民の方が相談できる窓口業務を設け、住民と対話できるガラス張りの町政を目指すと思いますが、具体的取り組みをお伺いいたします。

(2) 住民との懇談会について、新しい町長、町政には住民も期待していると思います。どのような形で住民との懇談会を開催し、情報を共有し、民意を反映しようと考えているのか、見解をお伺いいたします。

②庁舎内職場環境改善の取り組みについて。

(1) 各課からの職員増員希望等の要請があつたりしないのでしょうか。

(2) 業務量に応じた適正な職員数の配置、配慮が各所管に十分になされているのでしょうか。

(3) 大量退職に伴う今後の職員採用計画はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

③住民基本台帳カードの利用等について。

(1) 住基カードは公的証明書として活用でき、従来のふれあいカードとともに住民に利用されていますが、現状ではどのくらいの住民のニーズがあるのでしょうか。

(2) 高齢者の運転免許自主返納の際に、住基カードを証明書がわりに無償で提供するお考えはないのでしょうか。

(3) 住基カードで公的書類をコンビニ交付できるように取り組む考えはないのでしょうか。

(4) 国の施策で数年後にマイナンバーカードの導入、制度が始まる予定ですが、その後は住基カードやふれあいカードの利用はなくなるのか、お伺いいたします。

答弁よろしくお伺いいたします。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

それでは、安部議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

1番目に御質問の1点目、住民の方が相談できる窓口業務についてでございます。

私は、先の6月定例会におきまして、来庁者に対するより丁寧な誘導、案内に向けて方策を検討させていただき旨のお答えをいたしております。その具体策として現在の総合案内についての人的増員を図り、こちらから来客者をお迎えし、用件をお聞きし、適切な担当課、担当窓口へ案内する体制を整備したいと考えておるわけでございます。現在、総合案内業務は電話交換業務と一体的に長与町公共施設等管理公社に委託をしておりますが、業務内容の変更につきまして協議をさせていただきたいと思っております。

今回の議会で御審議をいただく予定の、長与町一般会計補正予算で、業務内容の変更に伴う委託経費の増額補正も計上させていただいておりますので、ひとつこの分もよろしくお願ひ申し上げればと思っております。

続きまして、住民との懇談会についてでございます。

私は、今回選挙を通して各地域で多くの方々とお会いし、日ごろ考えておられることや地域の課題などを伺う機会をいただき、改めて住民の皆様との対話を大事にしたい、大事にしていかなければいけないと、そのように思った次第でございます。懇談会を開催していく上では、私自身町政につきまして随時報告をさせていただきたく、できる限り私の思いを住民皆様に御理解をしていただくこと、そして皆様の日ごろの思いや考え、地域の課題などを聞かせていただくことで、直接意見交換ができ、少しでも町政の推進につながればと考えておるところでございます。

そのことから、先般、各自治会長さんを通してアンケートをとらせていただいたところでございます。自治会単位など、できる限り希望される範囲で実施していきたいと考えておりますが、余り単位が大きくなりますと、十分なお話ができるのかとの思いもでございます。やはり最善の方法で実施できるよう現在アンケートの内容をチェックしながら、やっていく方向で検討させている準備をしているところでございます。

続きまして、庁舎内職場環境改善の取り組みについてでございます。

職場、勤務場所としての職場環境というより、いずれも役場の組織、機構、職員数など、組織体制に関してのお尋ねのようですから、3項目あわせてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、職員数につきましては、御案内のとおり条例で定数を規定いたしております。一般的に職員数の増加は人件費の増加を招くこととなります。職員数の検討に関しましても、町民の皆様、議会の賛同をいただけるような判断をさせていただきたいと考えておるところでございます。

組織や人員体制につきましては、さまざまな御意見があろうことは認識をいたしておりますので、限られた人員をいかにして有効に活用するかを念頭に、より適切な組織機構や人員配置を判断させていただきます。

また、職員採用計画については、新規採用、再任用または嘱託職員の採用等で対応を今のところしていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、住民基本カード、1点目の住基カードのニーズにつきましてでございます。住民基本台帳カードは平成15年8月から開始され、写真ありは身分証明書としても利用されております。平成23年度累計で1,108枚が交付されました。平成23年度は132枚の交付があり、うち写真ありが95枚、写真なしは37枚となっております。また、公的個人認証として電子証明書申請ができ、e-Taxなどで税金などの申請に利用されているところがございます。

2点目の高齢者の運転免許自主返納の際に住基カードを証明書代わりに無償で提供する考えはないかについてでございますが、現在その実施に向け準

備をしているところでございます。制度の内容としましては、運転免許証を自主的に返納された65歳以上の方を対象として、住基カードの交付を希望される方に対し、無料で写真撮影及び住基カード発行手数料の免除を本年10月より施行を予定しているところでございます。

3点目と4点目の御質問につきましては、両方とも関係がございますので一緒に返答させていただきたいと思っております。ICカードである住民基本台帳カードを利用してのコンビニ交付サービスは、全国で平成22年2月から開始され、平成24年8月1日現在、56の市区町村がサービスを提供しております。九州内では3団体が実施しておりますが、長崎県内ではまだ実施されておられません。コンビニ交付での公的書類につきましては、住民票の写し、印鑑登録証明書に加えて、戸籍謄抄本などの戸籍関連証明書、所得証明、課税証明などの税証明書が上げられます。

長与町では平成7年1月に自動交付機が稼働しましたが、印鑑登録証としても利用できるように、磁気カードであるふれあいカードを作成しております。このカードで住民票と印鑑証明書を交付しております。稼働率は、平成23年度実績で住民票は30.7%、ちなみに22年度は29.5%でございます。印鑑証明書は57.5%、平成22年度は56.8%です。住民票、印鑑証明書合わせて42.4%、22年度は41.6%となっており、多くの方々から利用されておりますし、昨年度よりも伸びておるところでございます。

マイナンバー制度の導入が始まれば、マイナンバーカードが全国民に交付されるとされております。住基カードにつきましては、平成27年1月に住基カードからマイナンバーカードに移行するとされ、住基カードについては使用期間の経過措置が考えられております。長与町発行のふれあいカードにつきましては、印鑑登録証としての利用もあり、暗証番号登録をされた方については今までどおり自動交付機での利用もできますが、新たにICカードのマイナンバーカードに印鑑登録証の機能を追加したり、自動交付機でも利用できるようにするかなど事務的、経費的な面も含めて検討する必要があると考えております。

このような現状を踏まえ、住基カードでのコンビニ交付につきましては、マイナンバー制度がまだ現在国会で成立されておられませんので、この動向を見ながら、窓口業務、システム面での対応などを十分研究、検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

答弁ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきます。

窓口業務といいますと、電話での対応とそれからあとお客様が窓口に来て直接対応することですけれども、相談内容としましては行政・教育相談から家庭、児童、DVなどの相談、そして消費者、労働問題相談などがあ

ると思います。そこで先ほど町長が言われましたように、当町では電話交換手の管理公社に委託されて、電話交換手での対応をされているということですが、今現在、正社員が2名、パートが2名ということで対応されています。これで人員を増員するということが、予算化を確保しているということで町長が答弁されましたけれども、本当にこれは大変、1日に四、五百本かかるということで、多いときで600本以上かかるって大変本当に忙しいところですが、

それで私、先日、電話交換手のところにちょっとのぞきに行ってみました。そしたら、ほとんどもう、ちょっと相談しようかなと、いろいろお聞きしたいなということを思って行ったんですけど、しゃべる暇もないぐらいにもうとにかく二、三秒ごとにずっとかかってくるわけなのね。本当にもう大変だなと思いました。昼休みが大体時間交代になりますと、たった1人になるわけですね。そしたら1人になったら、1つの電話で例えば手間がかかったりすると、もうそこで2本目、3本目、4本目、5本目まで大体5本ですね、電話がかかってくるけど保留にできますけど、それが全部待たせることになって、やはり住民からでちょっとなかなか電話に出ないとか、待たせるとかいう、途中で電話を切ったりとかいうふうに苦情が来たりすることもあると思います。

それで、やはりそのところは人員を確保、増員するということに関しまして、非常にこれはありがたいなというふうに思うわけですが、ここで長崎市の場合は大体あじさいコールですよ、電話に対する。あじさいコールセンターとか、札幌市の場合はちょっとおしえてコールなどで窓口を対応しています。365日、朝8時から夜9時まで対応してますけど、これで大体お客様から電話がかかってきましたら、大体よくある質問コーナー検索サービスというのがありまして、ほとんど窓口がパソコン1本で対応できるんですね。それで、例えば高齢者の問題だったら高齢者ということで聞いて、それから関連語のキーワードを入れまして、それからまた絞り込みをして、そのお客様の相談内容に対して対応していくと、的確な対応ができるわけですね。それで、その窓口で大体80%がほとんど対応がもう完結する状態で、あとの20%はどうしても内容的に複雑な問題になりますと、窓口に戻すという形でやってるそうです。

そういうことでありますけれども、そういったあじさいコールみたいな形で導入するというようなことはお考えはないでしょうか、どうでしょうか。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、安部議員さんがおっしゃったように、私も趣旨に対して非常に賛同いたしております、こういった対応をさせていただいておるわけでございます。

特に私も、長崎市のは見に行ったりいたしております。大変対応がよろしいですよ。長与町の場合におきましても、長与町の役場に来られる方々

はこの対応が一番大きな玄関口にあるというふうな形で考えておりますので、そのあたりは十分研究しまして、人はふやしますけども、人だけの問題じゃなくて内容が一番大きな問題だと思っておりますので、そのあたりはいろいろと検討させていただきまして、ほかのいい事例も参考にさせていただきまして、やっていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

どうしても相談内容と申しましたら、やはり窓口だけで解決するところと、やっぱり深い内容になりましたら二次的、2段階の方式でやっていかないといけないと思うんですね。例えば本町の方でも福祉課、介護課などに電話があったときに、内容を細かく聞き取って各係に振り分けるように指示を受けてるそうです。それがデリケートな内容とかまた高齢者になると、どうしても説明が簡潔じゃなかったり、的確でなかったりするそうなんです。それで、短時間で係りに回すことができないということなんです。

そこで、介護とか福祉、また住民課などのそういった専門ダイヤルを事前に設けて、専門知識のある方たちが対応をするという方法もあると思うんですけれども、そういった二次的な対応の仕方っていうのはどう思われますか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、考えておりますのは、窓口をお二人にさせていただくということは、1つはお受けして、もう1人の方は所管まで内容を聞きまして御案内すると。そしたら、よりの確な対応ができるんじゃないかというふうに考えておるんですけどね。

電話につきましては、今ちょっと初めてお聞きすることなんですけれども、その分についてはまた今後対応していきたいと思っておりますけども、とりあえず2名体制ということにつきましていえば、丁寧に内容によってはこれは介護、こちらは福祉というような形でお教えできるような形、そういったものができればいいなということで考えておまして、電話につきましては今後また対応を考えさせていただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

じゃあ、町長が言われました2名体制にして、1名はもう来られたときには各課に案内するっていうことで、1名はまた別な作業でということで、理解してよろしいんですか。

議 長 (山口経正議員)

安部議員に申し上げます。

補正予算に電話交換の委託業務として入っておりますので、事前審査に触れるおそれがありますので、その点はもう御容赦願いたいと思っております。



2 番 (安部 都議員)  
 わかりました。

議 長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
 それでは、この内容につきましても、平戸市自治体でも画期的な対応をしてるところがあります。平戸市何かもDVの心のホットライン相談窓口、また福岡市でもワンストップ窓口事業というのがあります。これは月曜日から金曜日までの10時から3時まで対応しております。これは不登校に悩む保護者の相談とか、NPOの支援、それから公的機関等に迅速かつ的確に情報提供できる窓口を開設しております。こういった対応ができるようになればいいなというふうに思われます。

議 長 (山口経正議員)  
 それでは、住民との懇談会についてなんですけども、先ほど町長が言われましたように、自治会長に対してアンケートをとられたということなんですけども、その後の対応といいますか、自治会長からのアンケートというのはどういったものだったんでしょうか。

町 長 (吉田慎一君)  
 このアンケートにつきましては、まず、私がいろんなところに行ってお話をお聞きしたいということにつきまして、希望いたしますかどうかというのを自治会単位で、それをアンケートしてみたいと思います。その中においては、どのくらいの規模でお話をさせていただいたらいいか、コミュニティーレベルか自治体レベルか、もっと小さいレベルなのかと、そういった形ですね。それから、開催時期についてはいつごろがよろしいでしょうかとか、今回のこういった形で順次やっていきたいと思っておりますけれども、これに対する御希望、あるいは御意見等々ございませんかというようなことでございます。その他まだ幾つかありますけども、大体そういう形で今回実施するに当たります。その前段階として私もそれを受けまして、そして、その方法等については具体的にやってまいりたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
 わかりました。コミュニティー単位とするのか、各自治会単位とするのか、それぞれあると思うんですけども、新町長には全各自治会で全員の方たちの意見というか民意を聞いていただいて、長与町の町政に対してもやはり一緒に協働の取り組みとしてやっていただきたいなというふうに思うわけですよ。いろいろな方たちのやっぱりさまざまな意見を聞きながら取り組んでいただけないと、どうしても偏ったところだけでしたら、もう一方的な意見だけになってしまいますので、やはり全自治会を回りながら、よりよい町政を目指していただきたいというふうに思っております。

それでは、庁舎内職場環境改善の取り組みなんですけれども、先ほど職員を増員するとなることになりまして、人件費の増加ということにもなりますけれども、現在の職員で町長は足りてるといふふうに思われてるのでしょうか。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

私もこれにつきましては、各所管の人たちと話を随分しております。ただ、所管と会う場合にはどうしても課長さんたちが多いわけですね、参事さんとかです。だから実際、まだ若い人たちとかなんかはどういうふうに思っているのかっていうのをまだ足りない部分があるかもしれませんけれども、大体お話を聞いて伺っておるところでございます。ここはお話する中で、ちょっと足りませんので何とかお願いしたいというようなお声もでございます。そういったものについては、十分吟味をしまして、しかるべきときにそういった形のをきちんとやっぱり精査していかんといかんだらうというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

そうですね、現在の職員数がやはり225名に対して、223名の職員数で頑張っていらっしゃるといふことで、全国の類似団体の133自治体の中で長与町の職員数はやっぱり一番少ないということですから、やはり対応、昨年12月に同僚議員の同様の質問に対して、前町長は少数で職員数が少ないことはもういいことだと、そして少数精鋭で努力をしていきたいといふことを言われましたけれども、吉田町長はどのように思われますか、少数精鋭が、という見解につきまして。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

議員さん御指摘のとおり、ここ数年でかなりの方の退職というものがございます。それも踏まえまして、その中で新規採用とか再任用とかそういったものもございます。そのときにやはり基本についても、やはり今から先はいろいろな検討していくべき時期に来てると思うんですね。その中で、適材な人員がいかなるものなのかということも、十分把握してまいりたいと思っております。225人が多いのか少ないのかっていうのは、相対評価ではなくて、やっぱり長与町の役場の中の実態としてそれが適切に運用されてるのかどうかと、その時点で考えてまいりたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

少子高齢化や住民のニーズがこれから多様化する中で、また人口も増加す

るということで、日々変わる国政の制度変化に応じて、どのようにこの行政サービスも対応されるかっていうことは、必須条件となると思うんですね。そして、どのように職員が対応ができるのかということに対して、能力向上に對しましての推進っていいでしょうか、本町ではどのように考えてますか、職員の、どのように対応されているのか。

議 長 (山口経正議員)  
総務課長。 総務課長。

(古賀 洋君)

かわりに、私の方からお答えいたします。

職員人材育成という観点でのお尋ねだと思いますけども、人材育成基本計画というのを策定いたしております。一番大きな核となるものに、研修というメニューがあろうかと思えます。研修に関しては、毎年、1年間、予定を組んで、いろんなレベルでの研修に参加させております。また、ことしから本格的に実施いたしております人事評価制度につきましても、評価をするという観点はもちろんあるんですが、評価の過程で評価する側、評価される側のコミュニケーションを図ること、また、本人の特性を適切に見きわめていく材料とすることなどを意識しながら実施いたしております。今後とも、いろんな形で職員の資質向上に努めていきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

先ほど総務課長が言われましたように、研修、勉強会されているということなんですけども、年にどのくらいされてますか。

議 長 (山口経正議員)  
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

年間通じて延べ件数の資料、申しわけありません、今、手元に持っておりません。ただ、レベルといたしまして、全国的なレベルの研修、県レベルの研修、町村会のレベルの研修、また、最後に長与町独自の庁舎内研修ということで、さまざまなメニューを準備いたしております。相当数の職員が、参加していただいておりますので、これは、毎年、ずっと継続的に実施しております。例えば職員は年齢が上がる、職務、職階も上がっていくと、その責任に応じた研修の実施をいたしておりますので、今後とも有効に活用していきたいと思っております。申しわけありません。

議 長 (山口経正議員)  
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

全職員が各課の必要に応じて、研修を受けられるというふうに言われてましたが、忙しい部署とか、そうでもない部署もあるでしょうけども、やはり研修は受けたくても受けられない部署があると思うんですね。それは人的な補充が十分な確保ができてないということで、やっぱり全職員が、研修が今、

受けられるような体制になってますでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
総務課長 総務課長。  
(古賀 洋君)

職員数が少ない部署も確かにございます。ただ、我々が提供している職員研修というのは、先ほども申し上げましたように、年齢とか経験年数に応じた立場での研修メニューになりますので、どの部署に配属されていようが、公平な立場で研修のリストアップをさせていただいてますので、業務は大変かと思いますが、研修には参加していただくことを前提に各課と協議をさせていただいてます。

議長 (山口経正議員)  
2番 安部議員。  
(安部 都議員)

わかりました。その平成24年度からの人事評価制度なんですけれども、これは、どのような形で、形式で行われていますか。

議長 (山口経正議員)  
総務課長 総務課長。  
総務課長 (古賀 洋君)

以前から折に応じて御説明申し上げておりますが、昨年、23年度までお試し施行期間だったんですけど、24年度から本格実施ということで、評価期間を基本的に1年間ということで実施いたしております。意欲・態度評価、能力評価、業績評価、この3本立てで実施いたしております。評価者と被評価者というふうに分かれるわけですが、一般の職員であれば、評価者は課長、被評価者が職員それぞれということになります。

意欲・態度については、基本的な態度とか積極性とか、責任感があるなしとか、そういう観点で評価させていただいております。

能力につきましては、それぞれの事務を遂行する能力が十分持つてるかどうかという観点で判断いたしますが、この場合、若干、評価する側の経験の有無とかいうものもありますので、必ずしもその能力評価が一番表に出るということではございません。

ことしから最後に申し上げました業績評価を導入してるわけですが、これは、大まかにいうと、町長が掲げる施政方針なりなんりの、その際にそれぞれの部長、それぞれの課長がどういったことを、ことし1年間でやっていくかということの数点掲げていって、それに対応する形で各それぞれの職場の職員が、じゃあ、自分はこういうことを意識して仕事をしますということを目標として掲げると。それについて評価者である課長と職員が1対1で面談して内容を確認し、じゃあ、一緒に頑張りましょうということの面談を今、実施して、多分、皆さん終わってると思います。今、事務の実施に向けて努力していると、そういうことになっております。

概略、以上でございます。

議長 (山口経正議員)

2 番 安部議員。  
 (安部 都議員)  
 了解いたしました。

適材適所で本当に福祉課とか、いろんな住民課などは専門分野に及びますので、国の制度もころころ変わりますので、やはりそのところは、しっかりとその職員の研修、勉強会などをしていただければならないと思っております。よろしく申し上げます。

また、その職員の代休や有給などは、やっぱり職員の方たちは、十分に、適正にとられていますでしょうか、現在のところ、お聞かせください。

議 長 (山口経正議員)  
 総務課長。 総務課長 (古賀 洋君)

適正な取得日数がどの辺にあるのか、ちょっと私の一存では申し上げにくいんですが、20日間の有給休暇を前提に考えますと、半分程度の取得を目標に掲げて、各課、管理職の方に徹底を要請いたしております。結果的に10日というところまでは至ってなかったと、昨年、そういう結果だったと思います。少し足りなかったというふうに結果が出ていたと思っています。

議 長 (山口経正議員)  
 2 番 安部議員。  
 (安部 都議員)

そしたら、半分程度がとれたということで、今後どのようにその不足分についていか、職員がとりたいっていついかにとらせるっていうふうな配慮もやはり必要だと思うんですね。そういうところは今後どういふふうに対応をされていくつもりでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
 総務課長。 総務課長 (古賀 洋君)

有給休暇に関しまして、必ずしも任意の時期に自由にとれるというわけではございません。業務に支障がなければということが条件になりますので、それはそれとして、計画的な業務の調整を行った上で、例えば夏季休暇とセットにして長期間っていうんですか、連続した休暇を取得していただくなどの要請をいたしております。

議 長 (山口経正議員)  
 2 番 安部議員。  
 (安部 都議員)

それでは、職員数は平成23年度、24年度っていうことで合計21名の退職者が出られました。それでまた今後、来年度、25年度から28年度までには4年間で合計52名が退職されるという、予定されるということでお聞きしておりますけれども、これに向けて町長は今後どのように職員数をふやしていけるつもりでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。 (吉田慎一君)

町長 今、議員さん御指摘になりましたように、この近年のうちに、数多くの方がやめられるということで、やめられるんですけども、やはり高度な技術を持った方々もいらっしゃいます。例えば専門家、知識を持った方々が本当に大切な、その部分だけをやっていただくというようなこともございますよね。そういった形で人の人材配置っていうのを十分に考えながら、そして労働のシェアというのものもあるかと思うんですね。一時的に、だから人がふえる場合もあるかと思うんです。その中で、縦横なる引き継ぎをしながら、そしてその部署を見きわめていくと、そしてその部署がうまく回転し、そして住民の皆さん方のニーズにあったような機能ができるというようなところを見きわめながら、その体制づくりをしていかんといかんと思うんですね。ただし、この3年間ぐらいは、非常に多くの方々の退職者が出ますので、少し変形した形になるかもしれませんけども、うまくその部分は乗り切ってまいりたいと。そして、これはあくまでも適材適所っていうのを基本に考えてまいりたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

人員をふやすだけでは、だめだと思うんですね。やはり、今後5年間、10年間後、その先を見据えて、やはりその職員数のアップ、適正な配置、職員の能力アップということを頭に入れながら余裕を持って、行っていただきたいと思えます。

3番目の住民基本台帳カードについてお聞きいたします。

先ほど住基カードと1,108枚の発行、ふれあいカードということで、発行されてるということなんですけども、住基カードは身分証明書、公的個人認証ができるわけですよ。実際、今現在では住民票とか戸籍謄本とかもとれないわけですけども、そのe-Taxなどの年金、税申請などに行われるということなんですけども、今度、ふれあいカードに関しましては、大体2万枚ぐらいが発行されてると思うんですけども、これは、ことし24年のカード自動交付機、期限というのが、ことしの12月で終わるということをちょっと耳に入れたんですけども、今後これは、この交付機器の購入っていうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部長。 (田島弘明君)

生活福祉部 長 お答えします。

確かに、自動交付機、今年末ですね、12月末が終了っていうことで、今、検討させていただいておりますけども、今、検討の中で話しているのが、やはり町長が先ほど述べたように、マイナンバーカードの制度がまだ不透明であると。それが住基カードといつかわるのか、まだそれも見えてない状況と、

やはり自動交付機自体が利用率が高いということから、次のマイナンバーカードの導入が早くても3年後じゃないかという形で、現在、同様の自動交付機を設置していきたいと。マイナンバーカード制度が導入決定された時点で、そのICカードも対応できるような機器を入れといて、それに対応していこうと考えております。

議長 (山口経正議員)  
安部議員。

2番 (安部 都議員)

新しい同じような購入を、自動交付機を置くということなんですけども、これに対すれば、予算というのはどのぐらいでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

今、業者の方と、幾とおりのパターンで話をさせていただいてるんですけども、一応、現況のままの機械、ままというか同等の機械にしますと、月額が約70万ちょっとぐらいと聞いております、リース料がですね。それに保守料とか入りますので、月額が120万ほどになると思います。ちなみに先ほどのICカードも利用できるようなシステムにしますと、それより月に対して150万ぐらいの価格がかかるというふうに聞いております。

議長 (山口経正議員)  
安部議員。

2番 (安部 都議員)

150万ぐらいの予算でかかるということで、ランニングコスト、いろいろさまざま入れてということ、マイナンバーがやはり3年後ぐらいに大体導入されるかもしれないということで、政府は2015年の1月から社会保障と税の一体改革が可決されて、共通番号を導入したいというふうな形で検討をされてますけれども、このマイナンバーに関しましては、まだまだ不透明であるということで、メリット、デメリットがございます。

そこで、このマイナンバーに関しましても、住基カードと合体化するということで、今後、検討するということですけども、この住基カードにしろ、マイナンバーにしろ、やはり日本の場合はこのプライバシーの保護とか安全性とかいうのが非常に不透明なんですよね。アメリカ、ヨーロッパなんかは、やはり生まれたときからの国民が自動的にマイナンバー、国民番号を持っていて、よそからのサイバー攻撃も受けられないように100%すべて安全性が確保されているんですけど、日本はどうしても国際的な安全基準というのが非常に低い、なってないわけですよ。

だから高齢問題、きのうも何かテレビでありましたけど、高齢問題とかやはり事故、流れるということで、至るところでかなり問題が起きているわけなんです。これに対するやっぱり国は、このマイナンバーカードに対する住民への周知とか、いろんな形でまだされてないわけなんです。今後、マイナンバーカードを導入するに当たって、住民への広報というような形は

議 長 今後またされるわけですか。  
 (山口経正議員)  
 生活福祉部 生活福祉部長。  
 長 (田島弘明君)  
 導入が決定されますと、国の方からそういう方向で、今でもありますけども、多分テレビ等で周知が行くと考えております。  
 議 長 (山口経正議員)  
 安部議員。  
 2 番 (安部 都議員)  
 了解いたしました。  
 それでは、この住基カードの自主返納を、町長が準備中で、65歳以上の方を対象に行っていくつもりであるということで答弁なさいましたけれども、大体、何人ぐらいを予想されてますか。  
 議 長 (山口経正議員)  
 地域政策課 地域政策課長。  
 長 (大津鉄治君)  
 御回答いたします。  
 65歳以上の免許所持者につきましては、平成24年、今年度1月現在で約3,700名ほどいらっしゃいます。ちなみに男性が2,650名、女性が1,058名ですか、ということで所持者がいらっしゃいます。ちなみに昨年、23年度中に返納された件数としましては、町内で11件の方が返納されております。そういう方が対象になるかと思えます。  
 議 長 (山口経正議員)  
 安部議員。  
 2 番 (安部 都議員)  
 それでは、今後、その65歳対象に向けて、これも広報などで流していただけないことなんでしょうかね。3,700名、男女合わせてということで、その住基カードは1枚につき500円ですね、手数料としてかかるわけですが、これは全員は返納はすぐにはできないでしょうけども、それ、ぼちぼちとこれからふえていくんではないかなというふうに思います。  
 住基カード、コンビニ交付につきましてはですけども、九州、長崎県ではまだ実施されていないということで、これもICカードと同様に数千万円の費用が、やっぱりランニングコスト、保守点検などにかかるということになると思うんですけど、これ、でも、コンビニ交付というのは、やはりスピーディーで24時間、住民の方たちが常に住民票なり、戸籍謄本なりも入手をできるわけなんです。それで、この住基ネットの住民票コードが民間利用されれば、ナンバー可視化ができるわけですし、便利になるんじゃないかなというふうには思うんですけども、その点はどうですか、町長。  
 議 長 (山口経正議員)  
 町長。  
 町 長 (吉田慎一君)



今、議員さんおっしゃるとおりでございましてね、時代の趨勢は磁気カードからICカードっていうような形になってきてるようであります。そして逆に言えば、またそれによって、いろんな個人情報の問題もあって、怖い分もありますけれども、しかし、時代の趨勢、流れとしましては、コンビニを使った方が、皆さん方が利便性が高いということもございまして。そして今、物すごく勢いでコンビニは普及しておりますので、そうしますと、役場の人たちも仕事量もその分、緩和される部分もございまして、そのあたりも含めて、そしてまたマイカードがどういう形で普及してくるのかということも、マイナンバー制度の普及の状況も、今から十分観察しながら、対応を考えていきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

やはり、本町での行政の効率化にもなりますし、また、町民の皆様の利便性向上にもつながると思っておりますので、今後、コンビニで住基カードのコンビニ交付ということも検討していただきたいなというふうにも思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で13時15分まで休憩します。

(休憩 11時34分～13時15分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。

通告順8、川井哲雄議員の①町の公共施設の運営と整備について、②町の保育行政について、③町の防災行政無線についての質問を同時に許します。

8番、川井哲雄議員。

8番 (川井哲雄議員)

皆さん、こんにちは。

それでは、質問に入ります。

2012年8月に消費税率引き上げを柱とする社会保障と税の一体改革関連法が成立しました。消費税率は2014年4月に8%、2015年10月に10%へ引き上げ、子育て施策も改善されるなど、暮らしへの環境は変化していく中、町はどのような施策を検討しているのか質問します。

①町の公共施設の運営と整備について。

(1) 施設の使用量にかかる消費税額(外税、内税)の表記や徴収について、今後どのような施策を考えているのか。

(2) 各施設の電気、水道、ガス、エアコン利用に対して受益者負担をどのように指導していく考えであるのか。

(3) 天満宮グラウンドは老朽施設のため、駐車場などの問題が発生している。環境に合った整備の見直しを検討する考えはないか。

②町の保育行政について。

(1) 高田保育所の建てかえ工事の進捗状況はどうなっているのか。

(2) 高田保育所に導入される予定の延長保育問題はどうなっているのか。

(3) 長与町内の保育料を第2子から無料化する方向で、前町長は検討されていたが、吉田新町長は子育て支援策についてどう考えているのか。

③町の防災行政無線について。

(1) 8月から行政に関する情報をフリーダイヤル、メールでの簡単に放送内容を確認できるサービスが開始されたが、難聴地域の対策と考えているのか。

以上を質問いたします。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

お昼の食事の後ですけれども、気合いを入れてやっていきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

今、川井議員の方から幾つか御質問がございました。

1番目の3点目の御質問につきましては、後ほど所管の教育委員会の方から御回答をいただきますので、その他の質問につきましては、私の方から回答をさせていただくというような手順になりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

1番目に御質問の1点目、施設の使用料にかかる消費税額の表記等についてでございます。

平成16年4月の消費税法の改正により、消費税の総額表示が義務づけられております。この改正は、基本的には使用料等の額が規定されている条例のまま、改正までを想定されたものではなかったため、条例の一括改正は行わず、今後の改正に合わせて個別に内税方式へ改めることとしておりました。しかし、この改正から8年が経過し、条例の規定に内税、外税方式が混在をしており、議会の中でも統一すべきとの御指摘をいただいております。前回の議会でもそういう御指摘をいただいております。その御指摘の点を踏まえ、内税方式への関連議案を12月の定例会に上程する方向で、現在、準備を進めておりますので、ひとつこの行程については御理解のほどをよろしく願いいたしたいというふうに思っております。

2番目の受益者負担についてでございます。

使用料は公共施設などの利用者によるその利用の対価として負担していただいておりますが、各施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は町民全体の負担となっております。御指摘の各施設の電気、ガス、エアコンの利用に対する受益者負担でございますが、エアコンの使用料及び体育館やグラウンドの電灯使用につきましては、利用者の方に御負担をいただいております。しかしながら、その他の施設の電気、ガスにつきましては、使用する量的な部分の算定、これをどのような形で算定するかということが、大変難しいというふうに考えております。今後とも、施設を利用する方と利用されない方との負担の公平化を図るため、受益者負担の原則と住民サービスの両面から対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、高田保育所の建てかえ工事の進捗について申し上げます。

7月27日に実施設計が完了し、8月24日に請負工事の入札を実施しましたが、不調に終わりましたのは、昨日お話をしましたとおりでございます。再度、入札の実施に向けて準備中でございます。本年度末竣工、平成25年度、新園舎での開園という事業計画により、引き続き確実に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、高田保育所の延長保育問題につきましてでございます。

平成25年度当初から実施に向けて人員配置等を検討しているところでございます。しかしながら、新しい園舎での開園後、多少の混乱もあるかと考えられますので、体制等が整い次第、早目に実施したいと考えておるところでございます。これにつきましても、着実に実行していきたいというふうに思っております。

3点目、子育て支援につきましては、保育料を全体的に見直し、改正することが、子育て支援の充実につながると考え、国、県の子育て支援策の動向、近隣自治体の状況も見守りながら、どのような形がよいか、保育料、所得階層の細分化なども含め、来年度からの改正に向けて研究を進めておるところでございます。あわせて、幼稚園で実施している預かり保育につきましても、保育が必要な理由を定め、該当する園児の保護者に対して、預かり保育料の一部を支援できないか、研究を進めておりました。若い世代の方々が長与町に入って来られるような、そういう体制を図りたいというような形の準備を進めておるところでございます。

続きまして、防災行政無線に関する質問にお答えをしたいと存じます。

防災行政無線は、警報発令などの気象情報や火災発生に関する情報などの緊急的な情報を中心に、町内各地に配置している固定局の拡声機から放送することが、主な機能となっておりますのが現状であります。聞こえにくいという御意見もあった地域の状況確認や、拡声機の向きの調整などは、随時、実施いたしておるところでございます。しかし、そのときそのときのアナウンス要領にもよるのでしょうか、地域の区別なく聞こえなかった、よくわからなかったなどの電話をいただくことがありました。そこで本年、フリーダイヤル、メールの自動配信システムを構築し、サービスを開始させていただいたところでございます。この件につきましては、町の広報誌、ホームページでお知らせいたしましたが、今後もしろいろな機会に御紹介させていただき、利用の拡大を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

①の(3)、天満宮グラウンドの整備の見直しについて回答いたします。

天満宮公園は開設して40年ほど経過しております。当時は町内で唯一の公共のグラウンドであり、早朝ソフトボール大会やナイターソフトボール大会などの主会場として活用してまいりました。現在でも、グラウンドゴルフ、シニアのソフトボール練習等、多くの方が利用されています。しかし、他の

施設に比べて、駐車台数が少なく、天満宮公園を利用されない方が、駐車場に車をとめられていることもございます。また、グラウンドを利用するには長い階段を使わなければならないなど、不便な面も多々ございますが、新たに天満宮公園に専用の駐車場を整備することは、スペース的にも非常に難しいと考えております。町としましては、利用者の皆様に、競技に係る用具の搬入などは分散して運んでいくなどの協力をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

ありがとうございます。

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、1番目の(1)ですね。12月に表記の改正をするということですが、内容的には内税方式をとるということですが、料金については、どのような表記をされるのでしょうか。現在、例えば1時間200円と、消費税が10円ということでありまして、その消費税分をとって、内税200円とするのか、町長にお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

消費税の内税、外税方式の件で御質問でございますけれども、法的に言いますと、消費税法によりまして、使用料につきましても消費税を徴収するような形になっておりまして、ただ、今、御指摘の分につきましては、いろいろエアコンとかそういう形のものにつきましては、いろいろ御指摘も今までいただいております。そこら辺につきましては、12月に上程をしたいということで考えておりますけれども、そこら辺も考慮しながら今後、検討を進めてまいりたいということで考えておるところでございます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

それでは、検討の内容を少し具体的に、その200円なら200円とするものかどうかをお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (葉山義文君)

今、申し上げましたけれども、そこら辺につきましては、基本的には内税方式ということで、別表につきましても、そういうふうな表記をしたいということで考えているところでございますので、基本的には、考え方ですが、今までいろいろ御指摘もございましたエアコンとか、そこら辺につきましては、100円単位にまとめるような、そこら辺も今後、検討しながら12月の議会の中で上程をさせていただきたいということで考えております。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)  
私が調査したところ、利用度が高い公共施設を調査、結果いたしました。平成22年度であります、使用料として、1,476万9,440円、消費税として概算ですが、69万8,040円です。これはスポーツ振興課所管8施設の調査であります。他の施設の消費税を合計しても一般会計の痛手にはならない金額と考えますが、町長、そのところ御判断をお願いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)  
御指摘のとおり、この税金につきましては、例えば100円を入れてクーラーを入れるということで、プラス10円をとることがあれば、ほかのところでは100円プラス10円、110円とっておるところもありましてね、そのあたりの確かに煩雑さなところもございます。そして、今後また、消費税も上がっていくということでございますので、そのあたりを、例えば消費税は消費税としても切り捨てて、それで違う形で、例えば使用料として、公民館使用料としていただくとか、そういった方法もあるかと思うんですよ。そういったものについて十分審議をして、それを12月の議会の中で提出をして、皆さん方の御審議を仰ぎたいと、そのように考えておるということでございます。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)  
それでは、回答された時期がずれないように実施をお願いしたいと思います。

では、次の質問に入ります。  
受益者負担ということで、施設の使用料は条例に定めてあります。使用料に施設運営費なども一部含まれているのではないかと考えています。報告として過度のガス使用、要するにガスだけ利用してほかの施設で食事をする、あるいはエアコンを無断で使用する、施設の中に口頭で、管理の方に今から利用しますということの利用方法なんですけども、言葉かけをしないでそのまま利用すると、施設の管理者が問うといろんな問題点があると、そういう不公平さが今、出てきているという状況があります。そこで、住民サービスの一環であると考えますけども、各施設で異なる運営上、不公平性が生じるんじゃないかと、町長さんが言われたように思うんですけども、そこを確実に受益者負担としてとられるということを積極的をお願いしたいと思います。その点はどうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
総務部長。

総務部長 (葉山義文君)  
今、御指摘の各施設の不公平感といいますか、そこら辺があるということでありましたら、そこら辺は是正をしまいたいということで考えております。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

それでは、確実に実施をしてもらいたいと思います。

では次に、天満宮グラウンドの件なんですけども、現状の説明を少しさせてもらいます。現状では、乗り入れ禁止のグラウンド内に数台の車両を駐車し利用している常習団体、それはもうルール違反に当てはまります。それに関して、住民の方が所管に苦情を寄せられている状況であります。所管の方もそれを改善するために必要な努力をされていると聞いております。また、高齢者の方々が利用するには、町長も言われたように、急な階段を68段上らないといけません。そういうことで、高齢者の方々の乗りおり、あるいは競技に必要な道具の積みおろしをできる程度の駐車場を検討してほしいと思います。先ほど教育長は分散して道具を運んだらどうかということも言われましたけども、高齢者の方もおられますので、そういうところの配慮をお願いしたいということでもありますけども、どうでしょうか。

議長 (山口経正議員)

スポーツ振興課長。

スポーツ (吉村邦彦君)

振興課長 お答えいたします。

確かに当初、グラウンドの中に車をとめられておったケースがございました。というのも、先ほど答弁にもありましたように、例えばJRを利用する、これは推測で申しわけございませんけど、そういった方が、その正規の駐車場に車をとめられておりました。私ども町としましても、今度は天満宮公園を利用がないときに行きまして、ここは天満宮公園利用者の駐車場ですということで、かなりの日数にわたって紙を一般の車に張ってお願いをする、そういったことと、グラウンド入り口のかぎをかえるなどしまして、今のところ、どうにか少なくはなっておるみたいです。確かに利用者が高齢者の方ということがございますので、私どもの方で、利用者の方をお願いしておりますのは、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、できるだけ1人とか2人の利用者の方に負担をかけないように、例えばスポーツの用具であっても、1人で例えば1つとか2つ、そういったことを持って行って上がっていただければ、負担が少しは減るんじゃないかということで考えております。確かに利用者の利便性を一番考えなければいけないんですけど、今の状況では利用者の方のマナー、私どもと利用者の方の協力っていうのが、今後必要になってくるんじゃないかと思っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)  
 それでは、できる限り駐車場をつくってもらうように検討をお願いしたい  
 と思います。しかしながら、老朽施設のため、駐車場だけではなく、運営に  
 も問題があると思います。狭いグラウンドなのに、コートを2面同時に貸し  
 出しをされます。利用者にとってはとても危険な状態であり、事故が起きる  
 可能性もありますので、私の提案なんですけども、利用者団体の使用目的を  
 はっきりと把握し、安全面に考慮をし、貸し出しを1面だけとか、そのと  
 ころをお願いできたら、事故等もなくなるのかな、また、プレーに支障がな  
 い限りの競技ができるのかなということを考えますけども、どうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
 スポーツ振興課長。

スポーツ  
 振興課長 (吉村邦彦君)  
 天満宮公園グラウンドは、もともと、確かにA、B両コートっていうこと  
 で開設をしました。確かに、ほかのふれあい広場等に比べて面積としては狭  
 いということもございます。ただ、現状からは確かに、ソフトボールをした  
 場合にはA、B両方使った場合には、センターっていうか、外野あたりが競  
 合するっていうこともあろうかと思えます。ただ、グラウンドゴルフとかそ  
 ういったものも一緒っていうか、使う可能性もありますので、現在のとこ  
 ろは2コートという形で開放をしていくっていうことで考えております。

議 長 (山口経正議員)  
 川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)  
 であれば、団体用の使用目的をしっかりと把握しとけば、そういうグラウ  
 ンドゴルフだったら2面いいでしょうと、ソフトボールだったら危険度が増  
 すから1面ですと、そういう配慮もできるんじゃないかと思えますけど。

議 長 (山口経正議員)  
 スポーツ振興課長。

スポーツ  
 振興課長 (吉村邦彦君)  
 一般には、申しわけございませんけど、ソフトボールはシニアの方が使わ  
 れておりますので、そのA、B両コートというのは数的には少ないようでご  
 ざいます。確かに、ほかの種目につきましては、A、B両コートを仮に借り  
 た場合は、その先ほど言いますように、グラウンドゴルフとかその他の、い  
 わば軽スポーツ的なものも当然入ってまいろうかと思えますので、そういっ  
 た部分は十分私どもも注意をしながら貸し出しをやっていきたいと思ってお  
 ります。

議 長 (山口経正議員)  
 川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)  
 私の質問が少し違ったかなっていうのは、同じ日に2団体の方にA、B両  
 コートを貸し出しするということでの質問ではあるんですけど。1面を、例  
 えばほかの団体、Aをですね、Bは違う団体という意味合いですけども。

議 長 (山口経正議員)  
スポーツ振興課長。 (吉村邦彦君)

スポーツ振興課長 2団体というのは、例えばAコートにソフトボールが入る、当然その可能性としては、Bコートにほかの団体が入るっていう可能性は十分、今の現状ではですね、考えられるかと思えます。ただ、今、私どもが考えておりますのは、例えばグラウンドゴルフがAに入って、ソフトボールがBに入ることでは、ちょっと危険性もあるんじゃないかと思ってます。ただ、同じようにA、B両コートにグラウンドゴルフが入った場合、そういうことも考えられますので、そういったことを十分視野に入れながら、今後の開放に向かってやっていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。  
8番 (川井哲雄議員)  
それでは、その方向でよろしくお願ひしたいと思えます。  
私が天満宮グラウンドを一例として挙げたのは、町には老朽化、屋内外の施設が多くあると思えます。構造物の耐用年数、あるいは設備面の老朽化、耐震化問題など、また、使用者が不便なく施設利用がなされているかなど、今後の課題もあると考えます。それで、安全・安心に公共施設が利用できるように、早目に調査研究等などをしてもらいたいと思えますけども、町長、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
町長。  
町 長 (吉田慎一君)  
今、議員さんがおっしゃっているとおりでありまして、けがが起きてからはもう遅いんで、あそこは、天満宮公園に上がっていく道は、非常に狭いございます。したがいまして、1回目の駐車場のところをまずきちっと押さえて、そこにそれ以外の方が車をとめるっていうのを禁止すると、そして、そこに例えばお年をとった方も上まで運んできて、そしてまた下までおりてきて荷物を運ぶっていう、そういった展開をすると、そういったことの気の使い方、そして今、議員さんおっしゃりますように、例えば元気な方が2チーム、2団体、それぞれの大会として会場を借りるということになると、非常に不便な部分もあるかと思えます。そういった面につきましては、十分なる精査をいたしまして、競技の内容、目的を聞きまして、そしてある程度調整できるところは調整すると、そしてきちっと言って、その部分についてはこういう注意書きがありますというようなことを、懇切丁寧にお話ししまして、理解をしていただくと、そういったことも工夫しながら進めてまいりたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。  
8番 (川井哲雄議員)



もう1点、お聞きしたいんですけども、老朽化した屋内外の施設等がたくさんあると思いますけども、それに対しての構造物の耐用年数、あるいは設備面の老朽化、耐震化問題など、あと天満宮でも問題になるんですけども、使用者の方が不便なく利用されているかなど、そういうところの調査研究なども検討されて、今後の町づくりを展開してもらいたいと思いますけども、どうでしょう。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)

今おっしゃったことは、十分理解をしております。昭和40年代から、長与町は急速に伸びていった町でございますので、老朽化しているというところも多々あるわけでございますので、そのあたりは十分研究をしまして、計画的にそのあたりを対処していくというようにしていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

それでは、計画的な実施をお願いしたいと思います。

また、その施設に対しての所管がそれぞれ違うのですが、例えばこの施設はその所管、2階、あるいは3階の所管ですというところの不便さも私は感じました。今後、その所管を一本化するという方向にしたときに、施設全体の管理あるいは予算などの運営がスムーズに行くのではないかという思いがあるんですけども、その点は町長どうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
副町長。

副 町 長 (浜野哲夫君)

施設の管理を一本化ということでございますけれども、町民の皆様にはなかなかそういうところが不便をおかけすると思いますけれども、この施設をつくる目的、あるいはつくるために国の補助をもらったりとか、いろいろありまして、やはりこれを一本化で同じところで管理をするというのは、非常に難しいんじゃないかなというふうに考えております。貸し出し等をなるべく1カ所でするように、統一ができればと思いますので、その辺については、少し研究をさせていただきたいというふうに考えています。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

それでは、次の質問にまいります。

②高田保育所の件について、お伺いいたします。

当初の計画から見直し、変更などはないものか、お尋ねします。

議 長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

部 長 今、議員さんがおっしゃったのは、町長が今答弁した不調に終わったというところの話でしょうか。

今現在、内容も少し変えさせていただいて、ぜひ今度は入札がスムーズに行えるように、再度やっとりまします。少し内容を変えさせてもらっております。

議 長 (山口経正議員)  
副町長。

副 町 長 (浜野哲夫君)  
内容の変更でございますけれども、施設の主な部分の変更はございませんで、ただ、工事上の一部落とすところがあったりとか、そういう部分の変更でございますので、大きな施設運営に関する変更はしておりませんので、御理解いただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)  
では、確認ですけども、当初どおりに開所するということの確認でよろしいでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)  
今、手続上の問題でございまして、進捗、進行等につきましては、今までどおりやらせていただきます。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)  
それでは、建物や設備、運営上のある程度の内容変更ということですけども、特色を見出して開所するというものでありますけれども、その特徴は確実に実施できるものかどうかをお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)  
お答えします。  
当初の保育所建設の子供の安全・安心を第一に考えて、保育所の現場の方でいろいろ検討を重ねて、少しでもいいものをつくろうという根本的な基本に乗っかって進めております。その辺については、変更はございません。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)  
では、あと1点だけお聞きします。  
入所定員っていうのがありますけれども、それに変動はないものでしょうか。新しく開所するということで、器も大きくなりますし、そのところの検討はされてますか。

議 長 (山口経正議員)  
福祉課長。福祉課長 (西平隆邦君)  
保育の定員につきましては、90名で変更はございません。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。  
8 番 (川井哲雄議員)  
それでは、②の(2)ですね、延長保育問題についてお聞きします。  
延長保育を導入するということですが、時間設定とか、また受け入れ態勢は万全なのか、お聞きいたします。

議 長 (山口経正議員)  
福祉課長。福祉課長 (西平隆邦君)  
延長保育につきましては、延長保育の時間帯につきましても、保育所の人員基準等が優先しますので、その辺は人員配置等について現場の方で、今、シミュレーション的に検討を重ねてまいっております。

議 長 (山口経正議員)  
川井議員。  
8 番 (川井哲雄議員)  
導入に当たって、町長さんからの回答では、開所同時とはいかないということでありましたので、その導入できる時期を早目に周知をしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。  
3番、保育料の無料化についてということについてお聞きしますが、多少の費用が発生しても、子供を産み育てる環境が整備できたら、長与町に若い世代を定住させる施策の一つと考えます。昨日も同僚の議員の質問に、保育料全体を見直す改正とすると、回答、きょうもされましたけども、第2子からの保育料無料化はするのでしょうか、しないのでしょうか、町長にお答えをお願いします。

議 長 (山口経正議員)  
町長。  
町 長 (吉田慎一君)  
昨日も申し上げましたように、長与町としましても若い方々に入ってきてもらうということで、私がきのう申し上げましたように、幸福度日本一の長与町をどうするかというのは、もう少し平たく具体的に言えば、少子高齢化に対応して、それに呼応した町づくりというのが一つの大きな問題になります。その中の一環として若い人たちに入ってきてもらう、人数が少しでも2人でも多く長与町に入ってきてもらいたい。特に若い人たちが入ってきていただくためには、そういった施策も必要だと。そのためには、子育て、子供が生まれたときに長与町に行けばいいというふうな形の長与町をつくっていききたいというふうに思っておりますので、それで前日、岩永議員からも同じ指摘がありましたように、第2子目を無料化した方がいいのか、ある

いは長崎市でやっておりますように、全保育の対象者に対して下げていって、大体、原資はそう変わりませんが、そういった形でやって、満遍なくやった方が不公平感はないんじゃないかというようなこともありますので、そのあたりも踏まえまして、来春実施の方向で現在その部分を精査しとるところでございます。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

ということは、無料化、あるいは保育料を下げるという認識でよろしいでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

はい、その方向で検討しております。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

それでは、来年度から実施することを、間違いなくお願いしたいと思いません。

次に、③の件について再質問をさせていただきます。

回答をもらいましたので、参考までに、昨年1年間の防災無線による放送は何件程度ありましたか。

議 長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

会議を開きます。

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

昨年1年間の防災行政無線による発信の件数というお尋ねだと思いますが、申しわけありません、総数を把握いたしておりません。これ、予定を組んで放送する場合と、緊急時、例えば火災ですとか、警報が発令されたとかいうことで、ちょっと今、資料として持ち合わせておりませんので、大変申しわけありませんが、御了承いただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

その件は、よろしいです。というのは、何件、その放送された中に催し物あるいは連絡事項等、災害に関係ない放送が多いように感じます。この間も町民ソフトボールがありました。晴れなのに、きょうは町民ソフトボール大会があります。それは、やっぱり責任者の会議の中で、しっかりと説明するというのであれば、そういうことはないかと思えます。だから、そこを頻繁にということはおかしいと思うんですけども、しっかりとした情報を流さ

れてると思うんですけども、やはり災害という大きな人命にかかわる想定しがたいところの放送だと思います。

ここに、本題に入りますけども、8月からサービスが開始されました。しかし、高齢者の方などメール設定が困難な住民の方、また、電話などわざわざ確認をされない方、情報サービスを提供、必要としない方、例えばもう聞こえるから情報はいいよという方々もおられると思います。それで、このサービスの基本は何なのかを伺いたいと思います。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

町長が御答弁しましたことと重複いたしますが、防災行政無線というのは、議員さんも御指摘のように、災害等の情報をお伝えすることが、主な目的でございます。その他、一部の行政情報もお知らせしてはありますが、聞こえにくい地域というよりも、偶然そのとき、よく聞こえなかった、例えば早口過ぎてよくわからなかったというふうなお尋ねがあります。これは、なるべく解消したいということで、1つのツールとして整備させていただきました。このシステムは、御案内のとおり、フリーダイヤルで電話をかけていただいた場合は、かけられた方の電話は電話料発生しません。メールの登録をしていただいた方に、瞬時にとは限りませんが、数分から5分おくれる場合もありますが、放送内容と同じ内容がメールで配信されます。これは、通常のメールの受信の課金になされます。これは今の制度では、申しわけないですけど、どうしようもないことなので、こういうことは、1つのツールとして整備させていただいてますので、議員さんも御案内だと思いますけど、携帯電話会社による緊急速報メールっていうサービスもございます。これは、利用者がその加入している携帯電話会社に設定をすれば、その地域に関する情報が自動的に配信されると。いろいろな今ツールが整備されてきておりますので、結果的に複合的にはなりますが、いろんな方のニーズにこたえていければと思って整備させていただきました。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

それでは、サービス提供から1カ月が経過するんですけども、メール登録者っていうのは、どの程度の数になりますか。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

メールの登録については、単にアドレスを登録するだけです。これは、例えばお一人で複数のアドレスをお持ちの方が複数のアドレス登録をされても、それぞれが1件1件というふうになります。そういうことで御理解いただいた上で、約180件の登録があつてます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。  
8 番 (川井哲雄議員)

しかしながら、一部の利用者が対象であり、ここにも問題にしていますけども、難聴地域問題の解決にはならないと考えます。というのが、情報は発信されますけども、じゃあ、情報を受けるには、改めてこちらから問わなければなりません、メールにしても、電話にしてもですね。私も老人会に今入っていますけども、こういういいシステム、企画ができましたと、皆さん老人の方に聞いたんですが、いやいや、そんなのはもう利用しないと、もうメール等もできないと、わざわざ電話をかけないと、もうわからないならわからないままでしとくと、そういう方もおられます。なので、そういう対策も考えられてもらいたいと思います。

災害時に最も必要とされる重要な防災無線放送であります。人命にかかわる大規模災害を想定し、だれでもが確実に聞き取れる施策を検討、研究してもらい、災害はどこで起きるかわかりませんので予測もできません、しかし、安心・安全に暮らせるような施策を検討してもらおうということのお願いを申し上げます。私の質問といたします。ありがとうございます。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で14時10分まで休憩します。

(休憩13時59分～14時10分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。

通告順9、西岡克之議員の①長与町の教育問題について、②福祉政策についての質問を同時に許します。

10番、西岡克之議員。

10番 (西岡克之議員)

1番眠たい時間ですので、気を引き締めて、眠気を覚ますような質問をしていきたいと思います。

それでは、御質問させていただきます。

長与町の教育問題について、2007年に始まりました全国統一学力テストでございますが、本年も実施されております。本町においても、参加をしたと思いますが、昨年度は震災のため、また一昨年は抽出方式という形を採用されたために、全国的な実施ができなかったというふうに認識しております。本年は久しぶりの全国的な実施だと思っておりますが、聞くところによりますと、長崎県は余り芳しくないような結果が出たということでございます。そこで、本町としては、どのような結果が出たのかお尋ねをいたします。

次に、福祉政策につきましてお尋ねをいたします。

まず、予防ワクチンの助成についてということで、H i b ワクチンの公費助成が本格化した2011年に、H i b の感染者が半減したとの調査結果が、国立病院機構三重病院の庵原俊昭院長を中心とした研究班がまとめておったようでございます。その記事がネットに掲載されておまして、さらに肺炎球菌の効果にも同様に期待できるものがあつたと、総括を結んで

おられました。本町でも、わたし初め他の同僚議員も議会質問に立ちまして、予防3ワクチン、子宮頸がん、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌の質問をいたしまして、実現に至った結果でございます。また、その結果、同様のことが起きているというふうに思われております。現代の医療は予防医療についても力が入られ、重篤な状態になる前に、まず、予防をし、結果として医療費の軽減を図るといような構図でございます。

そこで、予防医療の考え方で、高齢者についても、同様の肺炎球菌の予防接種の助成ができないということでお伺いをいたします。

次に2番目として、十二指腸潰瘍、胃潰瘍、胃がんの原因の一つとして、ヘリコバクター・ピロリ菌の存在が、昨今、認識をされております。このピロリ菌っていうのは胃の中における菌でございますが、除菌することができますが、現在、検査、除菌についての補助がございません。これについても、助成ができないかお伺いをいたします。

3番目といたしまして、障害者に対する施策についてお尋ねをいたします。

本町の視覚障害の方に対して、さまざまな施策が本町でもいろいろ講じられていると思いますが、近隣自治体との格差が感じられるようでございます。例えば視覚障害者の方に支給をされている福祉タクシー券っていうのがございますが、本町、隣町の時津町、長崎市と比較した場合、本町の支給額、枚数は一番少額でございます。また、例えばパソコンの音声変換ソフトにつきましても、近隣自治体は、これはもう長崎市のことですが、5年に1回ずつの更新に対して補助を実現しております。本町では一度きりの補助と聞いております。昨今のパソコンは四、五年に1回ぐらいでソフトのバージョンアップがなされております。それに対応がされていないように感じます。ぜひ是正をしていただきたい。その他、各種施策についてもどうか、お尋ねをいたします。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目の御質問につきましては、後ほど、所管の教育委員会の方から回答させていただきますので、初めに、2番目の御質問につきましては、私の方から回答をさせていただきます。

2番目の御質問につきましてでございます。基本的に私も予防医学っていうのが、やっぱり大事だというふうな意見では一致しております。体を壊してからいろいろしても、それよりも、やっぱりその前に予防をするっていうのは大事なことじゃないかというふうにも思っております。

1点目、高齢者の肺炎球菌の予防の補助につきましては、現在、厚生労働省において、新たなワクチンを予防接種法の対象として実施するための検討が行われております。この新たなワクチンの中に成人用肺炎球菌が含まれておりますので、町といたしましても、この予防接種法の改正を今後、十分に注視しながら、今後の検討を考えていきたいというふうに考えておるところで

ございます。

2点目のヘリコバクター・ピロリ菌検査除菌の助成についてでございます。

ピロリ菌は胃に住みつく細菌で、40歳以上の日本人は、ほぼ70%が感染しているというふうに言われておるところでございます。

長与町におきましては、40歳以上の方を対象とした胃がん検診を現在、実施しております。この検診で胃がんの早期発見、早期治療に努めて受診率を向上することで、医療費の抑制につなげたいと当町でも考えておるところでございます。現在のところ、このピロリ菌の助成については、考慮中ということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

続きまして、3点目の障害者に対する施策につきましては、本町では、視覚障害がある方に対して障害者自立支援法に基づき、さまざまな施策を実施しております。

福祉タクシー券の助成につきましては、町の単独事業として実施しております。この点だけ見れば、議員御指摘のとおり、長崎市48枚、時津町24枚、長与町12枚という一番少ない枚数となっております。ただし、ほかの市町では未実施、実現されてません在宅重度障害者見舞金というのは長与町だけで実施をするなど、本町の独自性を発揮しておる部分もあるということをお理解いただきたいというふうに思っております。

また、パソコンの音声変換ソフトの購入補助につきましては、地域生活支援事業の中で行っており、本町の実施規程では、助成は原則1回となっております。

障害者自立支援法により決定された制度は、法に基づいて事業を進めなくてはいいませんが、町の独自性を持って進められる事業につきましては、近隣自治体等の状況等を研究させていただき、長与町の視覚障害がある方だけに限らず、障害があるすべての方を視野に入れながら、検討をさせていただきたいというふうに思っておるところであります。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

①の長与町の教育問題について回答いたします。

本年度の全国学力・学習状況調査は、4月の17日に実施されました。ことしの、本町の抽出校は北小と南小の6年生、それと長与中と第二中の3年生でしたが、ほかの小・中学校とも、すべて参加いたしましたので、以下、申し上げますことは、町内すべての学校の正答率でございます。

ことしの特徴は、理科が初めて加わったことでございます。新聞などの報道によりますと、長崎県下全体の国語、算数数学、理科の合計順位は、小学校は全国で38番目、中学校は22番目になっておりました。

長崎県が躍起になって学力向上対策に取り組んできたにもかかわらず、小学校はすべての教科で全国平均を下回っておりましたし、中学校はどの教科とも全国平均並みでございましたけれども、順位的には前回よりも下がっておりました。



そこで県教委としましては、早速、各市町の担当指導主事を集めて、さらなる学力向上対策に取り組むべきお願いをしたところでございます。そういう中で、長与町全体の正答率を、新聞で報道されました各県の正答率と比べてみませば、小学校では、全体のいい方から6番目ぐらいで、中学校ではトップの福井県よりも上位でございました。もちろん町レベルの正答率と各県レベルの正答率を比べることは、数学的には余り意味がございませんけども、これまで議会で毎回、同じような報告をしておりますので、経年比較という視点で申し上げているところでございます。その結果を総括しますならば、小・中学校とも例年同様、よく頑張っているなあというふうに評価しているところでございます。

ただ、このような比較結果に一喜一憂することなく、各学校とも、それぞれ結果を分析し、課題を見つけ、その課題に向けて取り組んでいくよう指導、助言しているところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

それでは、順を追って再質を、入らせていただきたいと思います。

まず、1番目のことですが、教育問題のことでございます。

今の教育長の御報告にあったように、理科がことしから入るということで、昨年もしか私も入るんじゃないですかという形で聞きました。理科については、どのような傾向というか、批評というか、結果の批評ですね、があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

理科は、今回初めての実施のために、そのできばえにつきましては、国の方としても判断しにくいというふうに言っておりましたけども、参考までに正答率を申しますと、小学校の場合は、全国の平均が60.9、長崎県が60.6、本町は64.1でございました。ちなみに全国のトップの県は秋田県で、68.4でございました。中学校の場合は、全国の平均が51.0、長崎県が50.7、長与町は55.9でございました。ちなみに全国のトップは福井県で、57.8でございました。小学校の理科で特徴的だったのは、熊本県と鹿児島県が1けたの順位に入っておりますので、全国で、歴史的に見て両県とも非常に教育に熱心な町でございますので、今後、その秘策とやらを我々は何とかして取り入れながら、本町の子供たちが理科大好きになるように、頑張っていきたいなあというふうに思っているところでございます。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

ついでは、言葉は悪いんですが、国語、算数、中学の国語と数学も個別にわかれば、例えば全国、県、長与っていう形でわかれば、もうこの際教

議 長

えていただきたいと思います。

(山口経正議員)

教育長。

教 育 長

(黒田義和君)

決して言いたくないわけじゃございませんで、国語が国語A、国語B、そして算数A、B、それから中学校でいいますと、数学A、Bとたくさんございますが、これ全部言いますかね、行きますか。そうしましたら、国語Aからいいですかね。小学校から参ります。これは、新聞で公表されてますから公表してもいい、もう既に報道されてることを言います。小学校、国語A、全国は83.3、長崎県は82.7、本町は87.3、2番目でございます。国語Bは、全国が77.8、長崎県が76.6、本町は77.7、ちょっとこれは本町も頑張らんばいかなですね。算数は、全国74.2、長崎県は73.8、長与町は80.3、算数Bは、全国が49.3、長崎県が47.5、長与町が58.3。中学校でいいますと、国語A、A、Bというのは、Aは基礎的なこと、Bは応用でございます。国語A、全国は75.1、長崎県は75.9、長与町は79.9、国語Bは、全国が65.3、長崎県が66.7、長与町が69.9、数学A、全国は64.6、長崎県は66.3、本町は75.7、数学の応用ですが、全国は43.3、長崎県は45.5、本町は57.0となっております。英語については、全国ではやってなくて長崎県独自にやっております。ずっと英語は県下でもトップだったんですが、今回、小値賀町に抜かれまして、小値賀町は全校生徒数15名で受験してますので、やっぱり長与町を目指して頑張れといつも教育長言ってましたので、こうしてましたけども、少ない分だけ頑張れば成果がすぐ出るという、そういうこともあったにしても、一番よかったのは小値賀町で76点、長与町が68.3、あと以下は、60点台はいない、県下の市町はいない、県平均が53.1というそういう状況でございました。ただ、小値賀町と奈留町は、小・中・高の連携をやってるんですね。奈留も非常によかったんですが、奈留の得点は五島市として上がってますので、なぜよかったかというのは、実は高校の生き残りをかけて、小・中・高やってまして、高校の先生が中学校に来て美術あたり教えたりという特区申請をしまして、中学校でもう英語やってるんですね。だから、その成果が出たのかなあとというふうにしてますけども、いずれにしても、今回の結果を発奮材料として私たちも頑張ろうというふうに思ってるところでございます。

議 長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

わかりました。今、中学校って言った、小学校のことなんですね、奈留のことは、たしか。多分その意味で言われたというふうに、私の方が訂正するんでちょっと変やったかもしれませぬけども。

わかりました。ずっと毎年、この質問は12月にさせていただいておりますけども、結果が出たということで今回お聞きをいたしました。相変わらず

本町の子供たちはよく頑張ってるんだなあということと同時に、その指導も素晴らしいなというふうに思います。子供たちの頑張りと同時に学校の指導力っていうかも、ずっと私、議員をさせていただいて、毎年毎年この質問をさせていただいております。今までの中で、例えば子供たちのカードっていうか、カルテをつくってるとか、連携をしてるとか、いろいろお聞きをいたしました。確かによく頑張って、学校の方も御指導されてるんだなあというふうに思います。

それと点数は点数として、もう1点、今度はアンケートですかね、子供たちにたしかアンケートをとったと、報道によって書いてありました。そのアンケートはどのようなものだったのかと、その辺についても少し教えていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

この全国の学力調査と同時に並行して質問形式で、例えばあなたは朝御飯は毎日とりますかとか、睡眠時間はどのくらいですかとか、いろんなのがあるんですけども、その中で長崎県の子供たちが4項目で他の県よりも高い傾向を示しておったという、その4項目だけを紹介させてみようと思いますけども、まず、家の人と学校の出来事について話をよくするとか、人の気持ちがわかる人間になりたいと思ってるとか、それから、人の役に立つ人間になりたいと思うとか、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思ってるという、この4項目については、他の県に比べて長崎県は非常に高かったという、そういう報告を受けております。いずれにしましても、この生活実態調査といいますのは、学力と相関関係が強いものだというふうに私は思っております。ですから、基本的な生活習慣やあいさつ、それから思いやりの心などの心の教育にも力を入れながら、調和のとれた人間の育成を目指してまいろうというふうに、今回の分析結果から思っているところでございます。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。アンケートっていうのは何なのかな、生活面のアンケートだったんですね。

今、教育長がおっしゃられたような頭を鍛えるという言葉、ちょっと当たるかどうかわかりませんが、頭を鍛えるっていうことは、結局、その生活面も是正って言葉はおかしいけど、鍛えていくちゅうか、ことになるのかなあというふうに思います。例えば、数学なら数学を一生懸命勉強すれば、そのものの考え方とか、筋道の立て方とか、そういう形もわかるようになる、単に点数だけじゃないっていう形ですね、その辺が教育が一般生活にも及ぼす影響力じゃないかなというふうに私も思います。そういう形が、はやりって言葉悪いかもしれませんけども、今、世間の中で注目を集めておりますよ

うな、そういういじめっていう形にも波及していくんじゃないかなと思います。何を言いたいかといいますと、結局、頭だけじゃなくて、どんどんそういう生活面も一緒に指導していただきたいというふうに思います。恐らく、そういう形も教育長の方でお考えになってるんだろうと思いますが、その点に関しては、再度お尋ねをいたしたいと思いますが、生活面も一緒に指導していくという形ですかね。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

はい、おっしゃるとおりでございます。ですから、議会でこの学力の結果の質問をされるのは、もう答えるのは、客観的に数字を言いますけども、物すごくプレッシャーなんですね、私どもも学校もですね。したがって、私たちは今、答弁したようなことで学校とタイアップしておりますけども、もし生活が乱れたりとか、子供たちも校外でもあいさつしなくなったとか、いろんなのがなったときは、多分、恐らく並行して学力も坂を下るんじゃないかなと、そういう危機感を持っておりますので、今、御指摘があったように学力も心の教育も一緒だというふうなスタンスで取り組んでまいろうというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうだろうっていうふうに思ったんですが、確認する意味で御質問させていただきました。

それと同じような形で、これ梶田さんっていう兵庫教育大学の学長さんですね、新聞が出た時点でちょっと古かったんですけど、私ファイルで持ってきました、その方がおっしゃるには、教育現場には、一定の競争はあっていいと思うと。昔みたいに、みんなで手をつないでゴールするっていうちょっと奇異な運動会が報道がありました、大分前の形ですけども。それじゃなくて、ある程度の教育現場には一定の競争力はあっていいんじゃないかってこの方はおっしゃってるんですね。それで学力は包括的、概括的なもので、当たるかどうかちゅう形もあるんですけども、人間としての値打ちまで決められかねませんと、人間そのものの順位づけにつながらないように気をつけることが大事ですっていう、この方、結んでおられますけども、教育長は、この件に関して、競争原理っていう形に関して今までやられてきた4年ですかね、任期も含めて、どういうふうにお考えになっておられますか。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

その競争原理といいたいまいしょうか、他と比較してみて、これは頑張ったとか、あるいは自分がいろんな項目の中で、これよりもこれがよかったとか、そういうのは、次の新たなモチベーションにつながると思うんですね。向上への

クッションのためには、やっぱりそういう比較、競争的なのは出てくる。ただ、それを、先ほど私も言いましたように、全国のトップの県よりも中学校はよかったですよ、だから全国1位じゃないんですよ。そこを言ってるんじゃないんですよ。一つのバロメーターとして、前回こうだったけども今回こうよ、頑張れば結果こうなったよ、ちょっとサボればこうなるよって、そういうものを一人一人の子供たちのモチベーションとして利用するのはいいかなと。ですから各学校でもクラスがあったら、ほかのクラスと競争をして、あいさつでは負けるなよ、何はがんばれよということは当然、日ごろの教育活動の中で行われるのはいいのかな。そういうことが子供たちへの動機づけ、モチベーションにつながると、そういうふうに考えてまいっております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね。今の御答弁のとおりだと思います。拍車をかけるんじゃないで、激励っていうかな、頑張れよ、頑張れよって激励、指導の方で競争させていく。かつて教育長が高田中学校の校長をされておられたときに、頑張れ高田、負けるな高田というスローガンを前面に押し出して子供たちを、自分も一緒にグラウンドを走りながら、野球もしながら走りながらしたのを私よく見ておりますので、多分そういうことなんだなっていうふうに理解をしております。これからもそういう形で町の教育行政に臨んでいただきたいというふうに、要望でっていう形ではありませんが、申し添えておきます。

それでは、教育問題を終わりたいと思います。

次に、福祉政策の予防ワクチンの件についてお尋ねをいたします。3ワクチンがもうたしか予防ワクチンに格上げを、予防接種か、接種に格上げをされたっていうふうに聞いております。その中で肺炎球菌のも先行して本町はやっておりましてけども、先行してっちゅうか、やっておりましてが、肺炎の子供の対象者っていうのは確実に減ったのかどうか。その辺についてはどういうふうに、統計がもしあれば教えていただきたいっていうふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 あくまで23年度の実績しか報告がないんですけども、小児用肺炎球菌のワクチンの方は23年度で2,022人の方が接種をされております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

23年で2,022人の接種っていう形ですけども、これ経年比較がまだできないんですよ、たしか23年度だけの助成なもんですから。恐らく私はこれ減ったんじゃないかなと自分の中では確信をしておりますけども、その辺たしかデータがまだ出てないんですかね。なければ、もう仕方がないで

すね。それで小児用の肺炎球菌は、そういう形で本町では2,022の方がお受けになっているという形なんですけど、恐らくこれで多分肺炎にかかる子供たちが極端に減ったのではないかなって思うふうになります。

それで現在高齢者ですね、次は。我々働く世代よりも、とにかく抵抗力が弱い高齢者の方に対して、先ほど当初の答弁では今後検討する方向みたいな感じなんですけど、先駆けて実施ができないかなと、予防に対して助成がですね、思います。その点については、ちょっとどうなのかお伺いします。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課 長 (小佐々司君)

先ほどの町長の答弁にもありましたように、現在、厚労省の方においてワクチンの予防接種法の改正をいたして、提言をしております。これは厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が、新年度、25年度の予算に盛り込むように提言をいたしております。ですから、この提言をされてることにまっけて、町といたしましてはこれを注視しながら、今のところ、今後検討したいと、そういうふうになっております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員) じゃ、もう25年度にほぼ実施という形で理解をしていいのかなって思いますけども、できれば、その前に希望者だけ幾らかの助成をすると。全部ただにしろとか言いませんので、希望者があれば、そこに幾らかの補助ができないのかなって思うふうになりますけど、これは町長にお尋ねした方がいいのかな。

先ほどのところで、前に同僚議員の質問の中で、少子高齢化に対応した町づくりをしていこうというふうにおっしゃられましたので、少子、次は高齢化、高齢化っていうのは自然と体力がなくなる後期高齢者もいらっしゃれば、体ががたもきますので、今聞くところによると、もう25年度ぐらいからは実施になるのかなって思うふうになりますので、その前に幸福で日本一を目指して、希望者に対して何がしかの補助っていう形で、ことしの冬でしたよね、はよいえば。広報で募集するなりなんなりをしてできないかなと。そんな財政的にも多額の金じゃないとは思いますが、御希望の方だけなんで、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員さん御指摘のとおり、私もこれにつきましてはできるだけ予防というのは考えております。ただ、これが対象になるってことはほぼ改正されるわけですので。ただ、来年度どのくらいの方々がおられるのか、それを踏まえて検討させていただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

前向きに検討をしていただきたい。よそと横並びでは、町長、特色が出ません。こういう福祉とか、こういう教育とか、よそより、やはり少し、福祉の場合は多少財政の部分にも影響いたしますが、あそこは確かに町長も変わられて福祉に力を入れてるなど。先ほどの保育料の無料化の件でも一緒ですけども、住みやすい町、住みたい町、住み続けたい町っていう形で、ぜひ実施をしていただきたいというふうに思いますが、しても1年ないし2年ですよ、希望者だけだから。そんな全額っちゃうのじゃなく、例えば1,000円でもいいんです、補助をしていただければ。そのことによって肺炎でお亡くなりになる高齢者の方の数が減れば、もうその以前に病院とかで治療をされますので、もっと重篤な状態になるし、治療費もかかると思います。予防しておけばその分の治療費がかからない結果、財政がよくなるっていう、財政に影響を及ぼしにくいっていう考え方なんです。再度お尋ねしたいと思います。町長、いかがでしょうか。

議長

(山口経正議員)

町長。

町長

(吉田慎一君)

今申し上げましたように、ちょっと私また十分いろんなところを調べてる部分がないので、しかし、議員さんの言ってる趣旨はよくわかりますので、きちっと検討してやっていきたいと思ってます。

議長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

わかりました。希望的観測で、してくれるだろうと思っておりますので。

続きまして、ピロリ菌のことに移っていきたいと思います。これは先ほど当初答弁の中でも説明があったように、40歳以上ではかなりの数の感染が認められております。それで、ぜひこれに対しても今、健診があつてますね、町の健診が、どれだったかな、胃と大腸のがん検診があつてます。それがバリウムにエックス線によるエックス線造影とか、腸の場合はちょっと鮮血便の反応検査っていう形であるんですけども、費用で個別で1,000円でしています。そのときに希望者がもしあれば、除菌をすること、これ抗生剤をちょっと飲むだけで、たしか除菌ができるんだというふうに思います。その除菌に対して一遍これ除菌をしてしまいますと、全くなくなってしまうんです。胃の中にはないんですよ。

ちょっと読みますと、高倍率な電子顕微鏡でしか見ることのできないごく小さな鞭毛虫っていうんですか、強酸性の胃の中でも生きていける特殊な菌です。この菌が胃液の分泌状態など異常なときに活発化し、毒素を出すのだそうです。胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍など、この毒素によって起きるのが多いのだそうです。特にこれらの病気が重症でしつこい場合は、90%以上がピロリ菌に起因していると思つて間違いないというふうに言われております。だから、これを除菌すると、胃の中が胃潰瘍とか胃がんとか、なりに

くいと。これは厚生労働省のがん対策推進計画の素案の中にも盛り込まれていて厚労省も認めております。

どこだったかな、今の厚労大臣が、既に国内の学会によるピロリ菌の診療ガイドラインでは、萎縮性胃炎などに対する除菌が奨励されていることは承知していると。ことし年明け、平成24年、がん検診のあり方に関する検討会を設置し、内外の知見を踏まえて検討するであるとか、医薬食品局長も、申請を踏まえて相談をしながら効率的な知見、計画を立て、それを適切に審査する方向で臨みたいと国会の質問の中で答えてるんですね。秋野公造参議院議員の質問の中でこういう答弁をされております。厚労省ももうこれは間違いのないという形で答弁をされておりますので、できれば健診のときに除菌をしたいという人がおれば、助成をしてあげたらどうなのかなっていうふうに思いますけど、全額助成っていうわけじゃないんですよ。幾らかの助成をしてあげればっていうふうに思いますけども、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

確かに議員さんがおっしゃるように、このピロリ菌が発がん物質の要因の一つであるということを出ております。もう一つ学界の方で出てるのが、このピロリ菌を殺す治療を行った患者に対して、食道炎や食道がんの発生が多発しているという報告も出てるのは事実でございます。私どももどういう形がいいのか研究をさせていただきたいと思っておりますけれども、また全国的に数が少ないものですから、そういう動向を見ながら、いいものはぜひ取り入れていきたいと考えておりますので、もうしばらく研究をさせていただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)  
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね。今おっしゃったような逆流性食道炎が起きるっていう統計ですね、これは。必ず起きるっていうわけではないんです。統計が出てるっていうだけで、それはどっかに出ておりました。

福岡県の添田町は、町の健診にピロリ菌の検査をつけております。九州で初めてだそうです、ここ添田町っていうのは。これは胃がん発生症要因とされるピロリ菌感染の血液検査を、胃がん検診時のオプション検査、全額自己負担2,000円で導入をしたと。これ、自己負担で導入をしてるんです。ただ、されますか、されませんかと医師の決定を健診のときに聞いているという形なんですね。

胃がんっていうのは毎年11万人が発症し、年間約5万人が死亡しているが、近年、ピロリ菌との関係が解明され、除菌による胃がん発生率の減少に期待が高まっているという形なので、補助が無理ならば、例えば先ほどお出ししたこの長与町健康健診のお知らせのときに、されますかと一言言って、2,000円なんですよ、除菌が。添田町が2,000円、長与1万円って



う形はないと思いますが、ほとんど変わらないぐらいの金額だろうと思いますので、希望者にはどうですかという一声かけてあげるとか、そういう形の除菌はどうかかなっていうふうに思いますけど、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)  
今現在、胃がん検診の方が事業団の方をお願いしてやっていたらということ、お医者さんがいらっしやいません。その付近はまた実施する事業所並びに医師会等も相談しながら、別途、個人の病院でそういうのができるかどうかとか、考えながらまたいきたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)  
何か後ろ向きな感じがいたします。まだそんなによく調べられておられないので、こういう今のような御発言なのかなって思いますので、もう少し調べられて、厚生省必要だとこれ素案の中に入ってますので、ぜひ先ほど言ったように有償検査でも結構です。奨励をしていただきたいというふうに思いますので、その辺だけちょっと確認をしたいと思います。奨励できますか、できませんか。

議長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)  
議員さんがおっしゃるように頑張ってみます。

議長 (山口経正議員)  
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)  
わかりました。前向きな御発言いただきましたので、お願いいたしたいと思います。

次に、最後の障害者に対する施策についてということでお尋ねいたします。

先ほど、タクシー券の補助についてという形でありました。その中で広報をちょっと使わせていただきます。たしか9月号にも、さきの答弁にあった形のものがあったんじゃないかなっていうふうに思います。寝たきり等の家族の介護者に見舞金支給されますという形で一時金として3万円支給をされるという形もありますし、障害者福祉医療費助成制度という形で、医療機関で受診された際、支払われた保険料金額についてその一部を助成する制度ですという形で、今月号にこれ載っております。だから、全然、長与町が福祉の政策に冷たいとかいう形ではないと思います。それは私も思います。

しかし、タクシー券ってというのが極端に少ない、本町は。よそのは、隣の時津町ですかね、に対して半分なんです、タクシー券が。ここは予算的にも該当者の数と勘案しても、そんなに財政に甚大な影響ではないと思うので、ぜひこの分に対しては、近隣並みに改めていただけないかなっていうふうに

議長 (山口経正議員)  
 生活福祉部長 (田島弘明君)  
 生活福祉部長 確かに、先ほど町長が申しましたとおり、時津に比べたら半分でございます。その付近は、ほかの施策もやってるということだったんですけれども、再度、該当人数と金額を見ながら、また財政面の考慮しながら、検討させていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
 西岡議員。  
 10番 (西岡克之議員)  
 そうですね。年間に直すと、これたしか長与が6,000円ですね。該当の方がどれだけいらっしゃるのか私もまだわかりませんが、例えば10人いても6万円ですね。そんな視覚障害の方はたくさんいらっしゃらないんじゃないかなって思うふうになります。でも私も出していないのでわかりませんので、ぜひこれは前向きにさせていただきたいと思います。ちなみに長与町12枚、時津町24枚、長崎市48枚、枚数だけでは先ほど言ったように施策の形もあるんで言えないと思いますけども、ぜひこの辺だけは、そこまで財政に影響はないと思います。影響ないって言葉おかしいですけど、少ない影響だと思しますので、ぜひ改めてさせていただきたいというふうになります。

それと、パソコンの音声変換システムっていうのがあるんだそうです。私も今回まで知りませんでした。パソコンでインストールしたら音声変換をしてくれるっていう形があるそうなんです。本町は、一生一度で終わり。長崎市は四、五年に1回ずつしてくれるそうです。バージョンアップしたときに変わるそうです。非常に、あと自費でやらなければならないので、これ普通のソフトみたいに量が少ない、ざあっていかんもんですから、少ないもんで高いそうですね。それで、非常に負担があるっていう形がおっしゃられました。これについても、ぜひ、5年に1回程度なんで、毎年毎年じゃありません。5年に1回程度なので、助成をしていただけないかなって思うふうになりますけども、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
 生活福祉部長 (田島弘明君)  
 生活福祉部長 この点につきましては、確かに長与町は1回ということです。今、議員さんもおっしゃるように、パソコンと機種変更とか、いろんなソフトの変更とか、今多くなっております。ですんで、5年に一度にするか、ソフトを交換したときを該当とするかは検討させていただくとして、前向きにその分は長崎市を参考にやっていきたいと考えてますので、いましばらく研究させていただきます。よろしくお願ひします。

議長 (山口経正議員)  
 西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

ありがとうございます。何か前向きっていう言葉が聞こえましたので、期待をしながら待っておきたいと思います。5年に1回じゃなくて、今、福祉部長が言うように、ソフトをバージョンアップしたときとか、そういう形でもいいと思います。新しいソフトに対応できるようにしてあげれば、非常によろしいかなというふうに思います。

それと、これは点字ブロックの件なんですけども、点字ブロックを敷いてあるときに、普通、最初敷いたときはいいんですよ。それを、例えば歩道のでこぼこができたとか、そういうときにアスファルトとか敷き直します。そのときに、点字ブロックがその部分だけ、敷き直したとこだけ除去されてるところがあるんですよ、非常に困ると。そういや信号機とか横断歩道とか、そういうところもなってくるんだそうですね。私もそれは非常に困りますっていうふうに言われました。これも点検をして是正をしていただきたいっていうふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長

(山口経正議員)

建設部長。

建設部長

(鈴木典秀君)

こちらもちっとそういうところ把握してなくて、申しわけなく思っております。そういう状況であれば、当然、点字ブロックをつけ直すということは道路管理者の方ですべきところでありますので、それについては早急に復旧させていただくように考えておりますので、よろしくお願いします。

議長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

ありがとうございます。今おっしゃったように、まず交差点等のそういうふうな点字ブロックについて点検をしていただきたい。敷いてるところは多分御存じだと思います。どこにどれだけ敷いてるっていうのは、多分台帳があるんじゃないかなっていうふうに思いますので、そのところを点検をしていただいて、そんなに費用がかかるものでも、これもないと思います。それも、点字ブロックを再度敷き直していただいて、安全に係るものなんですね。

視覚障害の方々には、横断歩道を渡るときに物すごく神経を使うって言われました。盲学校のところから県道に出てくるとこの横断歩道があります。西彼杵郵便局のところですね、あそこも点字ブロックがずっと敷いてるんですよ。盲学校に通われてる生徒さんたちが帰りがけ来るときに、一応、渡っていい音声の案内がありますけども、やはり車が多いと非常に心配だっていうふうに言われて、私も郵便局とか近所に行ったときに何回か時間帯で出会ったことがあります。一緒に行きましょうかつつてから手ば引いて渡ったことも何度かあります。したら、助かりましたっていうふうに言われました。ぜひ本町もそういうところで、でこぼこ等の補修のときに抜けてる点字ブロック、早目に補修をしてあげていただきたいっていうふうに思いますので、

よろしくお願いします。

最後に、総合案内のことなんですけども、そういう視覚障害の方々とか、身体障害の方々とか、特に高齢者とか、やっと役場に来られたと、我々健常者が来るよりも倍の頑張りの努力をしてこられるわけですね、そういう方々は。そういう方々来られたときに、受付まで行って、自分はこれこれこういう用事なんですよと、どこに行けばいいんですかちってカウンター越しに話をされるんです。先ほど同僚議員も関連でお話をしましたが、そのときにカウンター越しではなくて、カウンターはカウンターとして結構なんですけど、外に出て、すぐ出れる体制をとって、いわゆる横文字で格好いい言葉で言えばコンシェルジュって、今よう案内をする人たちのことを言いますね。そういう体制がとれないのかなというふうに思います。優しい町づくりっていうか、いう形のまず第一歩、役場に入っただけの第一歩っていう形に思いますね。

一度、私も議会のときに、お昼休みのときに下に下りました。食事の時下ったときに、高齢のおばあちゃんが来られてたんです、タクシーで。やっと来て、つえをついてこうして来られたけん、おばあちゃんどこに行くんですかち言ったら、いや、ちょっと福祉課にって言いましたけん、手ば引っ張って行って福祉課連れてったこともあります、本当の話です。そういうときに、ぱって見てぱって来れる。カウンターの中に入ってたなら、人間出にくいんですよ。だからカウンターを、例えば入ってくるとこのを切っとくとかね、すぐ来れるとか、そういう即応の体制をとれるようにできないものかなっていう形で、これは町長にお尋ねしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田愼一君)

今度、窓口を強化していくっていうことはそういうことでございまして、やはり長与町は、ここに来てほっとされると、そして親切にさせていただいていうのは一生残りますので、極力そういった形でできるように研修もさせまして、対応できるように頑張りたいと思います。

町長 (吉田愼一君)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

ありがとうございます。優しい答弁っていうか、そういう答弁をいただきましたので、安心をいたしました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で15時15分まで休憩します。

(休憩15時02分～15時15分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。

通告順10、饗庭敦子議員の①学校におけるメンタルヘルスの取り組みに

ついて、②長与町の情報インフラの進捗状況についての質問を同時に許しません。

1番、饗庭敦子議員。

1番 (饗庭敦子議員)

皆さんお疲れさまです。きょうは2日目の最後ということで、皆さんのお顔を拝見しておりますけれども、大分お疲れのようでございますけれども、町長が午後から言われましたように気合いを入れていただいて、この有意義な1時間にしたいと思いますので、皆さんとともに緊張感を感じながら行いたいと思います。

本日は、メンタルヘルスについての取り組みについての質問をさせていただきますけれども、メンタルヘルス対策の中で、皆さんの職場でも部下、そして同僚ってというところで人間関係があられると思うんですけれども、そこで気づくメンタルヘルスのサインというのをちょっと御紹介したいと思います。これは、これで気づくと早期発見につながり、メンタルヘルス不調には陥らないと言われております。このサインというのが、ケチな飲み屋のサインに気づこうっていうんですけれども、けが欠勤、ちが遅刻、早退、なが泣き言を言う、のが能率の低下、みがミスや事故や、やめたいと言い出す。こういう方々が周りにいらっしゃったら、御自身の部下でもあったり、御家族でもありますので、こういうサインは見逃さないように取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

訂正をお願いしたいんですけれども、①の(2)の「安全衛生委員」って書いておりますところは、「安全衛生委員会」の間違いですので訂正をお願いします。もう1点、4番の「町の学校のいじめについての」の「の」は訂正していただいて、ついて点、ということでもよろしくおほいしたいと思ひます。

では、1、学校におけるメンタルヘルスの取り組みについて。

今、教職員の健康問題が深刻になっております。文部科学省から病気の休職者数の発表によりますと、2010年の病気休職者は8,262人で、このうち精神性疾患は5,407人となっており、病気休職者の62%を占めております。10年前の2.8倍、20年前の5倍という驚きの事態となっております。最近の教職員の平均退職年齢は50歳ぐらいで、定年まで意欲を持って働くことが困難になっております。1年目で教壇を去る教職員は300人、新採用者の1%強に当たり、その98%は精神疾患によるものです。教職員が生き生きと働きづらい教育現場の実態がここにあります。また、最近、いじめによる中学生自殺者の対応が大きく報道されております。子供のいじめのSOSを学校側は見逃したとも言われております。このような実態は教育によい影響を与えず、大きな課題が蓄積されております。

そこで、長与町の学校におけるメンタルヘルス取り組みについて以下のとおりお伺いします。

1、現在の町の教職員の休職状況をお伺いします。

2、町の学校における安全衛生委員会の取り組みについてお伺いします。  
3、教職員の健康管理について、具体的な取り組み状況をお伺いします。  
4、町の学校のいじめについて、県内では1,258件となっているが、長与町は把握していらっしゃいますか。また、いじめにどのように取り組んでいるか、お伺いいたします。

②長与町の情報インフラの進捗状況について。

これまでの情報発信といいますと、テレビ、新聞ということで、新聞に書かれてない事件というのは世の中にないとも言われていた時代だったのですが、現在では各自がソーシャルネットワークを利用して、だれもが情報が発信できるようになっております。この中で、この情報を発信することで共感して話が進んでいくというフェイスブックなんですけれども、こういう形をうまく利用しているのが武雄市でありまして、6月の議会でも質問させていただきましたが、長与町の情報インフラについて、その後の進捗状況をお伺いします。

(1) 町の情報インフラの一つでありますホームページについて、前回議会からの進捗状況をお伺いいたします。

(2) フェイスブックの活用について、広報推進プロジェクト委員会を設置後の具体的な進捗状況をお伺いいたします。

(3) 自治体直営による特産品販売、F B良品と呼ばれておりますが、これが武雄市、薩摩川内市、陸前高田市、福岡県大刀洗町で既にオープンしておりますが、長与町でも取り入れる予定がないのか、お伺いします。

(4) 各家庭のタブレット配布についての進捗状況をお伺いします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議 長  
町 長

(山口経正議員)

町長。

(吉田愼一君)

きょう最後の質問でございまして、気合いとともに心を入れてお話しさせていただきたいというふうに思っております。

1番目の御質問につきましては、後ほど所管の教育委員会の方から回答いたしますので、初めに2番目の御質問につきまして私の方から回答させていただきます。

2番目の御質問について1点目、ホームページの進捗状況についてでございますが、本町のホームページは平成11年に開設いたしまして、これまで平成15年、18年に2回ほどリニューアルを行い、現在運用している状況でございます。前回、御指摘をいただきました更新などの件についても含めて、リニューアルの必要性などを十分検討してまいりたいと考えております。今から、これももう2度ほど変えております。したがって、この当面は現状においてわかりやすい情報発信ができないかということも含めて、運用の面でもう少し工夫をしていきたいというふうに考えております。

2点目、フェイスブックの活用についての進捗状況でございます。フェイスブックの活用については、ホームページ以上に緊急の情報、町のPRなど

有益な情報を発信可能であることは承知をしておるところでございます。しかしながら、発信方法や町民皆様などへの反応への対応など、管理運営する上での課題等があるようでございますので、今後しかるべき体制をよく勘案した上で、活用していくことができればというふうに考えておるところでございます。武雄市の方に行ってまいりましたんですけども、やはり管理運営するっていうのが一番大きな問題であったような気がするんですね。そのあたりのところの工夫がまず要るんじゃないかということでございます。

3点目の御質問について、武雄市がフェイスブックに開設した自治体直営の特産品販売サービス、ファン・アンド・バイ商品は、特産品の販売に有効な方法であると承知いたしますが、フェイスブックの活用同様に管理運営する上での課題があるようであります。そのことから、今後、他市町で実施しているところの推移も見ながら、この分については判断をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

4点目の各家庭へのタブレット配布についての進捗状況でございます。タブレット等の端末を整備するに当たっては、その端末にどのような機能やアプリケーションを持たせるかを決定する必要がありますが、そのためには情報インフラをどのような手法で構成するのか、どのような目的に利用するのか、あるいはどのようなコンテンツを流していくのかなどの方向性を確立する必要がありますので、まず、これらの点の検討をしていく中で、このタブレットの配布等々についてのお答えができるかと思っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

冒頭、饗庭議員さんから、ケチな飲み屋っていうのは私に当てはまりそうだなと思いながら聞いておりました。きょうもたくさんの御質問いただき、本当に感謝を申し上げますところでございます。

1点目の学校におけるメンタルヘルスの取り組みについて御解答いたしますが、(1)の教職員の休職状態でございますが、現在、病気休職者はいません。しかし、その前段に当たる病気休暇中の人はおります。

2点目の安全衛生委員会の取り組みにつきましては、学校によって名称は違いますけども、月に1回、学校によっては2カ月に1回程度、安全衛生委員会を開催しております。そこでは、先生方の中に顔色の悪い人はいないかとか、悩みを抱えている人はいないかなど、心身の健康状態の確認を行うとともに、校舎内外で不衛生なところはないか、危険箇所はないかなど、多くの委員の目で確認し合って、けがや健康障害の予防に努めております。

3点目の教職員の健康管理についての具体的な取り組みにつきましては、勤務する全教職員の勤務時間を確認するとともに、時間外勤務が月に100時間を超える先生方へは、産業医への面接を受診するよう指導しております。また、産業医の先生には、各学校に出向いてお話や面談を行ってもらっているところでございます。さらに教職員の負担を少しでも減らし、子供たちを

見詰める時間をふやせるように、積極的に校務のIT化を図るとともに、学生支援委員や学生サポーターを導入しながら支援をしていただいているところでございます。

4点目のことし4月からのいじめの認知件数につきましては、昨日来、あるいはけさほども申しましたけども、小学校で38件、中学校で9件という状況でございます。その中には未解決のケースもございますが、これについては、学校と家庭と我々が連携しながら解決へ向けて継続的に取り組んでるところでございます。けさの内村議員さんのところでもお答えしましたけども、いじめ問題につきましては、どの子供にも、どこの学校でも起こり得るという危機意識を持って、その予兆に早く気づき早期に解決するように呼びかけているところでございます。過去、いじめ問題でこじれたケースがございますが、これを分析しますと、やはり担任からの報告が遅かったり、あるいは解決策にスピード感がなかったりしておりますので、早期発見、早期解決に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

ありがとうございました。

それでは、再質問に入ります。

1番のところで、今、休職の方いらっしゃるけれども、休暇中の方がいらっしゃるということなんですけれども、その休暇中の方も含めて今後休職者を出さないためにどのような取り組みをしているのか、またどのような取り組みをしていこうと考えているのかお尋ねいたします。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

病気休暇とか病気休職というのは、医者診断書に基づき任命権者であります県教委が下すことでございます。したがって、今、先ほどの答弁でも申しましたけども、私たちはいろんな面でそうならないように努めてはいるものの、やはりいろんな要因で病気休暇というふうな流れになっていくケースがございます、ならないためにどうしてるか、校長もいろいろ努力はしてますけども、先ほど申したようなことで、ならないためについていうのはちょっと一言で言いにくいんですけども、健康管理にはいろいろ注意はしてる所でございます。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

ならないためにどうしたらいいのかっていうところで、学校というのは企業と違って、組織の関係としてピラミッド型になってるわけではないと思うんですね。その中でメンタル不調者が最近ふえているということで冒頭述べましたけれども、その場合に、やっぱり学校特有の原因とかがあのでは



ないかと思うんですね。その部分をどのようにとらえて、それでそれを出さないために生かせるといいなと思うんですけども、どのようにとらえてらっしゃいますか。

議長 (山口経正議員)  
教育長。

教育長 (黒田義和君)

おっしゃるとおり、学生は3月31日まで学生でございます。もう採用された4月1日からは先生でございます。このギャップ、しかし、学校現場に行くと、担任としてもうベテランの先生と同じような扱いを受けます。これが、学校というところは校長、教頭とおって、あとなべぶた式にみんな同じような位置づけにある関係で、初任者にしろベテランの人も同じことを求められる、外部からは。しかし、そういう業務が若い先生あるいは特定の先生に荷重にならないように、学年運営とか校務分掌の中で配慮しながら、主任あたりが連携しながら努めているというところは、学校現場、それぞれの学校やっているところでございます。ただ、学校の規模によっては全職員が10名程度の学校もおれば、南小みたいに50人以上の学校もありますので、そこらあたりは、やっぱり校長の学校運営の手法に頼らざるを得ないところがありまして、私たちもそれには積極的な支援をしてるところでございます。

議長 (山口経正議員)  
饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

そうですね、やっぱり学校の規模によっても取り組み方に若干変わってくるかなというふうには思うんですけども、教職員の方が学校の中で孤立しないような方法とか、やはりそこにはコミュニケーションというものが必要になってくるんですけども、きょう朝からもう同僚議員の中で言われてたように、子供は感動体験をして育てていくということなんですが、教職員もやはり育てていくということが必要かなと思いますので、そのあたりも含めて、今後どのようにしたら、メンタル不調者を1人でも出さないということにつながっていくかというのを考えていただければなというふうに思います。

そういう中で、やはりメンタル不調になりますと、若干お休みまでしなくても、ちょっと落ち込んでるとか、そういう状態があると、子供さん方への影響があるかと思うんですけども、そのあたり、そしてまたちょっと落ち込んでる方の親御さんへの対応のこととか、そういうあたりはどのようにお考えてらっしゃいますか。

議長 (山口経正議員)  
教育次長。

教育次長 (勝本真二君)

本当、今、先ほど教育長が複数名いますちゆうことで言ったんですが、それに近い職員もやはりどうしてもいます。というのが、先ほどもお話が出ましたように、コミュニケーションがやや苦手な先生方もいるし、それが先生

方のコミュニケーションもあるし、子供とのコミュニケーションとかありますから、そういう面での苦痛っていう部分もあるし、その辺を予防する意味でも先ほど教育長が言いましたように組織を挙げて学年集団とか、それとか、今は養護教諭の仕事の割合っていうのが高くなってるとかと思ってます。養護教諭の方にも気がけて、学校の子供たちの顔も見るのも必要なんですけど、先生方への声かけをしていただけてませんか、そして早目に気づいた場合は早目に連絡していただけてませんか。プラス、管理職にもそのことはお伝えしてあります。

やはり全職員50名、少ないところにしては20数名いますので、職員一人一人には極力一言1日、南小みたいに50人以上のところは毎日一声っていうのは無理だと思いますが、極力、1日1回は声かけはしようしようやと。そうすることによって、顔を見ることによって少しはその辺が早目の察知ができて対応できるんじゃないかなと思う。それと保護者に対しても、そういうちょっと休みがちな先生方には早目に管理職が支援者あたりをつけて、そして保護者あたりから不満が出ないような、そういうきめ細やかな対応を今のところはしております。以上です。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

そうですね、今おっしゃったような取り組みをずっと続けていっていただけると、メンタル不調者が出ないような状況になるかなというふうに思います。

それでは、次の安全衛生委員会の取り組みについてなんですけれども、月1回、学校によっては2カ月に1回ということなんですけど、その中で安全な面、衛生な面もおっしゃられましたけど、安全の確保っていうことで、教室内の明るさだったりとか、コンセントの配置だったりとかいうところもありますけれども、そういうのも取り組んでいらっしゃいますか。

議長 (山口経正議員)

教育次長。

教育次長 (勝本真二君)

今のような部分も含めて、それとか手洗い場の衛生面とか、それとかトイレとか、そこあたりもきちんと掃除がされてるかとか、それとか職員室あたりでいけば、職員の机の上とか、後ろの戸棚あたりが乱雑になって落ちるようになってないかとか、危険じゃないかとか、そういうところまで含めて、委員多くの目で、そういう目で確認をし合ってます。また、プラス、小学校でいけば、運動場の遊具あたりも危険箇所あたりとか、そういうのは下手すると人命に関係する部分もありますので、中学校でも同じです。体育用具あたりの危険箇所とかそういうのを含めて確認をし合って、極力事故が起こらないようにしておるところでございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

それでは、その安全衛生委員会の中で勤務時間も把握されてるということで、100時間以上の方は産業医に御相談というのはもう法的に決まっておりますので。学校におけますと、45時間を超えるとすごく健康へのリスクが高いとも言われておりますけども、そのあたりもチェックされてるのか、超過勤務っていうこと自体で、学校の中では何時間以上超えると超過勤務ということで何ですか、勤務体系のチェックっていうんですかね、をされてるのちよっと教えてください。

議長 (山口経正議員)

教育次長。教育次長 (勝本真二君)

長与町では1人1台パソコンがありますので、朝出勤したらパソコンを起動します。そして、帰りのときはシャットダウンします。それで一応勤務時間ということで、原則的には一応法で決まってるように7時間45分が一つの、一日の勤務時間としてますので、それを、毎月末には各学校で一人一人が何時間パソコンを稼働してたと、100時間以上になってるのは何人いますよとかそういう報告がこっちに来るようになってます。

今のところ、去年もお話ししたと思いますが、学年初めとか学期末とかはどうしても忙しい時期ですので、特に教頭先生方あたりが100時間を超えるというような状態であります。だから、くれぐれも、そこあたりもう少し短くなるようにと、そう言って本当、病気の方を減らすためにもノー残業デーあたりを位置づけてます。週1回は、水曜日に小学校は位置づけてます。ただし、中学校はクラブの関係がありまして、それとか体育館の関係があるから一定の日についていうことができません。ただ、何しろノー残業デーとか、ノークラブデーとかを極力実施して、職員の健康状態を保持しようというに考えて取り組んでおります。以上です。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

ノー残業デーの取り組みとか、とても必要だと思いますのでこれからも続けていただいて、その中でお昼休みの時間ってというのが、先生方におかれましては、給食を食べながら子供たちと一緒に食べるので、お昼休みがお昼休みにならないというお話をよく聞くんですね。やはり休み時間ってというのがなかなかとれない。そこには人的配置の問題もあるんでしょうけど、支援員さんもいらっしゃるっていうことなんですが、そういうところで実際のお昼休みが確保できてるのかなっていうところをお尋ねしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

教育次長。教育次長 (勝本真二君)

極力45分休みをとってますが、正直言ってやはり子供相手ですから、結局、昼休みの45分のときに、先生遊ぼうやとか、先生ちょっとこれ教え

てとか来ますので、それをむげに断ることは無理ですもんね、職業柄。極力休むようには話はしています。ただし、やはりもう本当これは私たちの仕事の宿命、天命っていいですか、昼休みなしで子供たちと一緒に、子供との人間関係をつくるためには、遊んでとか、いろいろお勉強を教えたりとか、そういうので、やっぱりいろいろ関係ができますので、いじめあたりを予防する意味でも必要になってきますので、極力休みはとりなさいとは言っていますが、現状は非常に苦しい面があると思います。確実にとってる人は長与町にはいないでしょうね。そういう実態です。

議 長 (山口経正議員)  
教育長。

教育次長 (勝本真二君)

休職は、これは勤務でございます。ですから給食時間が終わるまでは、これ勤務でございます。その後の45分っていうのは、今、次長が言ったとおりでございます。その中でも45分の休みのときには極力、管理職が校内巡視しながら、そしてなおかつ今言ったような、とにかくそこに子供がいるわけですよ。そのところ、少し御理解いただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)  
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

そうですね。昼休み時間がやはり45分、企業であれば大体きっちり取ると、とれないところもちろんありますけれども、そうしたときに、その45分によってまた昼から仕事、学校であればその先生のモチベーションも上がるっていうところもありますので、実際おっしゃるように子供さんが目の前にいらっしゃいますので、非常に難しいと思うんですが、そのあたりも緩和していけたらいいなというふうに思います。

その中で、やっぱり子供さんとの時間はとても大切だと思いますので、それを大切にするために、それ以外の仕事量の負担の軽減ができないかっていうことで、文書等も多いと先生方からお聞きするんですけども、そういうことの削減でありますとか、会議とかも最近は減ってるんですけども、まだまだ何か、どうでもいいようなとはおっしゃらないんですけど、何かしなくてもいいような会議があるというお話を聞くんですが、そのあたりはどう考えられていますか。

議 長 (山口経正議員)  
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

その実態につきましては、とにかく勤務時間が1日8時間だったのが7時間45分というふうに減った中で、中身は新しい教育課程がぼんと入ってきてふえてる。だから本当に過密になってますね。ですから、毎朝の、以前は職長で連絡会をもってましたけども、あれは今ほとんどやってません、週1回程度。そして後の連絡は、全部町の方で配置しておりますパソコンのネットワークで事務的な連絡はやっております。ですから文書につきましても、

県からは1本ファクスでぼんと来るんですよ。これを各学校にやってって来るんですよ。もう私たちはそれを各学校にファクスで流せばいいんですけども、各学校ではそれを今度は印刷して職員に回さんばいかんということもあって、私たちが今ここで手作業で紙に起こして、それをやっているという、そういうふうにして少しでも事務量を減らしていこう。根っこのこの文書を体育保健課から生涯学習からいろんなのが来て、その中で似たようなのがあるから、これをまとめて一本化してくれってお願いはもう積極的にやりまして、少しは減ってきたのかなと思います。今後ともそういう要求は続けていきたいというふうに考えております。

議長 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

そうですね。そういう要求は続けていただいて、なるべく教職員の負担軽減をしていただければというふうに思います。

次に、健康管理についてなんですけれども、教職員の方の健康診断の受診率で、異常があった場合は再検査受診をしないといけないと思うんですけれども、その再検査受診率をお伺いします。

議長 長 (山口経正議員)

教育次長。

教育次長 (勝本真二君)

例年6月、7月にかけて定期健康診断があつてます。全職員、エックス線撮影とか尿とか血圧とか聴力とか、そういうのはあつております。再検査ということになると、今のところ再検査は100%受診はしてます。今のところ、そういう状態であります。

議長 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

再検査100%されているということであれば、いいかなと思うんですね。その再検査をされた結果で、やはりちょっと職も軽減しないといけないとかいう必要性も出てくるかと思うんですけれども、その場合の処置というか対応っていうのはどのようにされてますでしょうか。

議長 長 (山口経正議員)

教育次長。

教育次長 (勝本真二君)

今のところ、それを例えばそこあたりの再検査でもう1回っていうことで、再検査あたりのときは職専免で休みがとれ、検査に行けるんですけど、その後、今のところ長与の場合、私がここ5年間来てるんですけど、再検査でどうこうという部分がないもんですから、どうしてもそこあたりが出ましたら、そこあたりはやはり職員組織でお互い協力し合える部分は協力して、職務の軽減あたりはして、なるべく早目に回復できるような対応をとりたいと考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)  
 わかりました。体の健康面はその健診で大丈夫かと思うんですけども、心の健康面っていうところでメンタルヘルスに対する研修とか、そういう情報提供を行ってらっしゃるのか。学校にはスクールカウンセラーはいらっしゃると思うんですけども、教職員が相談できる、さっき養護の先生とおっしゃってましたけれども、教職員が相談できるメンタルヘルスカウンセラーの設置とかは考えてますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
 教育次長。教育次長 (勝本真二君)  
 昨日もお話ししたように、小学校が1校、中学校が2校、スクールカウンセラーが来てます。スクールカウンセラーに相談してる方もいます。または養護の先生に気軽に話す、やはりどうしても同僚だからってということで話す方もいらっしゃいます。それとか、町が雇ってます心の相談員あたりにも相談する方もいらっしゃいます。

一応、プラス、南小学校は産業医が配置されてますので、産業医が昨年から新しくかわったもので、南小に配置された産業医は、昨年、南小の職員50数名いるんですが、全職員と面談をしました。プラスアルファ、ちょっと隣の学校の中学校でも数名の先生方等のカウンセリングをしていただきました。何しろその産業医は積極的に動いていただきまして、何かあったら町内の学校にいろんな動きますよ、ということで、今度も9月には高田小学校の方で職場のメンタルヘルスについてというテーマで講演をしていただくというふうに、町内、本当定期的に動いていただいて、町内の職員の心の健康面を本当高めようとして頑張らせていただいております。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)  
 スクールカウンセラーさんに相談される教員の方もいらっしゃって、産業医の方も熱心にされてるってということなんですけれども、長与町で、昨日も同僚議員からもあったかと思うんですが、やっぱり1校には1人カウンセラーをという形で設置していただくといいかなというふうに思うんですけども、町としてはどういうふうにお考えでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
 町長。町長 (吉田慎一君)  
 今、饗庭議員がおっしゃるとおり、メンタルヘルスに関して言えば、非常に微妙な問題でございますので、各所にできる限りスクールカウンセラー、それから産業医の方々に入ってきていただいて、全員にそういった方々がサポートしてるというこういう体制は崩さないように守っていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)  
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

そうですね。メンタルヘルスの取り組みっていうのは予防がやっぱりとても大事であって、不調になってからでは休職期間も含め、物すごく復帰するには相当な時間と労力と要りますので。また、費用の面からも考えましても、休職者が発生するということは非常勤の方を雇用しないといけないという面もありますので、人件費のことも考えて、また教職員が元気で働くということが子供さんの成長や健全な育成につながると思うんですね。その分で今、埼玉県の川口市では、自治体でメンタルヘルスカウンセラー制度っていうのを平成19年度から取り組んで、その方が市内の小・中・高全部回っておられて実績を出しておられるようなんですけども、そういうことを長与町でも具体的なところで考えられないかなと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)

先般、南コミュニティセンターで、そういうことで自治会を中心に先生をお呼びしまして、それからちょっと寸劇も入れまして、町民の方にそういったことをいたしました。そういった形で町としましては、単なる学校だけではなく一般的な啓蒙の指南として、そういったことをやっていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)  
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

では、ぜひ積極的な取り組みで勧めていただければというふうに思います。では、次のいじめについては、きのうときょうと同僚議員から出ておりますけれども、その中でやはり今メディア報道されて朝からもう新聞見たくないぐらいというぐらい、毎日いじめっていうのは目に飛び込んでくると思うんですね。それでも、この報道されてるっていうのはやっぱり氷山の一角でしかないと思うんですね。その中でやはり根深く深刻な問題なので、子供さんがSOSを出してるんだけど、それを見逃したのが自殺へつながってるのではないかと言われてるんですが、長与町ではこのSOSを見逃さないためにどのような指導をされておりますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

SOSを見逃さないためにとそういうこともありますが、私が校長会あるいは教頭会あるいは初任者研修、10年研修あたりで話をする機会があるとき、いつも申してるのは一つございます。それは、一つの大事故の陰には20の事故と300の異常があるということなんです。一つの大事故とは命が

朽ちることです。しかし、そういうことが起こる背景にはやはり20個ぐらいの事故があつてははずだと。事故とは何ぞやといいますと、これは法に触れるような行為。例えば喫煙とか万引きとか飲酒とか対教師暴力とか、こういうたぐいのもので、これ即指導が必要なことです。その一つの事故に対して300ぐらいの異常がある。異常とは何か、これすぐ指導の必要はないけれども、何となく最近言葉が乱れてきたとか、何となく最近はこの学校は校舎内がゴミが散らかつてるな、服装がずんだれてるなど、こういうことでございます。したがって、その異常さに気づいて指導していけば事故も防げて、その結果大事故にはつながらないと。

問題は、その異常さに気づく感性があるかどうか。ですから、この異常さに気づくってというのは口では簡単ですけども、日々の活動の中でその異常さに気づく感性とは何ぞやということで私が言ってるのは、おや、きょうきのうとこの子は何か違うぞと思う心、それを口に出して言える心、この異常さに気づく感性、これをいつも言ってます。

そこで、じゃあ、その感性はどうして高められるかという、やはり定期異動で転勤してきた先生が新しい学校に来て、おや、ここの学校はきれいとか、この学校は何か汚かな、そういうことで、したがって異動があった新しい先生の意見は大事にしましょうと。そして、今度はほかの学校の研修会とかいろんな研究発表会に行けば、自分の学校と比較できるわけですから、何か違うぞという感性は磨かれる。したがって、私いつも言ってるのは、一つの大事故の陰には20の事故と300の異常がある。この異常さに気づく感性を高めようと、こういうことをずっと申してきているつもりでございます。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

ありがとうございます。今おっしゃった感性を高めるということに非常に大事なことだと思いますので、言い続けてらっしゃることなので、今後もずっと言い続けていていただいて、このSOSが出た場合にやっぱり教師が介入できるという状況が必要かと思うんですね。教師もやはり感性を磨き、気づけるっていうことを磨いていていただけるといいかなと思うんですね。

いじめを起こさないようにしてても、いじめが起きた場合に、いじめられてる子供に最近は無理して学校に行かなくてもいいと言える親ですね、なかなか言えないんですけれども、そういう親。登校できない状態を病気であるかのように見る世間、これはおかしいのではないか。学校に行けない人を認める社会にすると、このような大津市で起きた悲劇の予防線になるのではないかとされておりまして。やはり学校に行くのが普通というのが常識なんですけれども、それが行けないからといって、認めないから子供は親に相談できず、学校にいじめられるんだけど行く、でも、帰ってきててもまた相談できずという状況があります。この中で、行かなくてもいいんだよと認めるこ



とが必要かと思うんですが、そういう取り組みを長与町でもしていただける  
といいかなと思いますが、どう思われますか。

議 長 (山口経正議員)  
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

まさに今御指摘のとおりでございまして、行かなくてもいいんだよって  
いうのは、学校に行かなくてもいいんだよやなくて今のあなたでいいのよと。  
行かなくてもいいっていうことはそういう意味ですけども、既にそういうの  
をやっておりまして、前、勤務していた学校でもおりましたし、朝1時間ず  
らして来ても、それでいいんだよというようなことでやっておりますし、学  
校に行けない場合には、いぶきというのが、今、南小のところにつくってま  
すが、そこに行ってもいいんだよってことで実際そこに行ってる子供もおり  
ますし、いろんな対応をしてもらっておりますので、今の御指摘は実践させ  
ていただいております。

議 長 (山口経正議員)  
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

実践していただいているということで、とてもうれしいです。子供さんは皆  
さんの宝だと思うんですね。今後も子供に向かえる教師、その教師を育てる  
ためにも、教員のメンタルヘルスも含めた健康管理っていうのが不可欠にな  
ってくると思いますので、今後も町としてもそういうサポートをしていきな  
がら取り組んでいただければというふうに思います。

ちょっと時間もなくなってきたので、次の情報インフラの進捗状況につい  
て質問させていただきたいというふうに思います。

まず最初のホームページでわかりやすい情報発信をしているということな  
んですが、昨日もちょっと出ましたけれども、8月19日に開催されました  
長与川まつりがホームページには掲載されてなく、やはり時間がわからない  
とか、どこであるのかわからないという声を聞きました。それがなぜかなっ  
ていうものと、新着情報というところが、その後8月31日にはなぜか10  
項目以上ぐらいわっと出たのですけれども、やっぱり新着情報っていう  
のは目を引くっていうことで、1日で1項目とかしていく工夫が必要ではな  
いかと思うんですけれども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
政策推進課長。

政策推進 (松添高明君)

室 長 新着情報ということで、昨日もイベントの関係で御指摘を受けたわけでござ  
いますけれども、確かにこのイベント情報につきましてはコーナーを設けて  
いなかったわけですね。これは改善することができますので、昨日の御指摘  
を受けまして即座に改善をしていきたいというふうに思います。今のシステ  
ムでいきますと、どうしても委託っていう形をとっておるものですから、自  
分の今担当の方ですぐには、即日には発信ができないという状況にございま

す。それで、各所管からどうしても早目に発信、情報してくれというふうなものが上がってきますれば、私どもの方でチェックをしまして、すぐ対応はしてるんですが、委託っていう形になるもんですから若干おくれる部分があると、そういうふうな今状況でございます。よろしいでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

今のお話の中で、委託の状況が問題だということであれば、その委託の状況を改善するということを考えていただいて、やはり情報発信はタイムリーにしないと意味がない。町長が言ってる情報インフラにもつながってきますけれども、やっぱりタイムリーにしないといけないので、なかなか委員会もつくってしてますって言ってらっしゃるんですけれども、どうもこのホームページのあり方っていうのが、長与町ではすごくこれが情報発信のもとに、今情報インフラの中ではそれがもとになってると思うんですね。そこで、やはり委託がうまくいかないのであれば、委託じゃないようなシステム、例えば町内で得意な方がいらっしゃれば、そこですとか。もともと情報源があるところで発信した方が一番早いわけですよ。そういうことも考えていかれるといいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

政策推進課長。

政策推進 (松添高明君)

室 長 当然ながらそういうふうなことで、即日に対応できるようにしなければならぬんですが、今のシステム上、これ先ほども町長の答弁の中でございましたけれども、6年前にリニューアルをしたというところで、6年が経過しております。システム上どうしても今の内容では、職員の手元からの発信というのはできないんですね。どうしても委託をさせていただいて、業者さんをお願いをしないっていうことで、そういうシステムになってるものですから。ですから、前回議員さんから御指摘を受けまして、そういったところも考えましてリニューアルとか、そういうふうなところも考えんといかんのかなというふうに答弁をさせていただきました。そういったところにあるわけでございます、今現状はそういうことでございますので、御理解いただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

リニューアルも18年から行ってないってことで、もう6年もたっておりますので、ぜひリニューアルも含めて、やはりシステム上の問題があったらシステム上の問題を解決しながら、日々発信できるようにしていただければなというふうに思います。ホームページは一応、毎日、私も拝見させていただいておりますので、アクセスは件数上がってるかとも思いますけれども、皆さんがとても興味を持てるホームページにさせていただくように、今後とも

ぜひ取り組みをしていただいて、委員会か何かつくられたのであれば、その委員会を活用していったければというふうに思います。

次に、フェイスブックなんですけれども、フェイスブックも管理運営が難しいというお話だったんですけれども、先日、私も福岡県大刀洗町の自治会のフェイスブック講習会に勉強に行ってきたんですけれども、そのお話の中では管理運営はそんなに要らないというお話だったように思うんですね。町長もまた武雄市長とお話をされたっていうことですので、そのあたりがちょっと、管理運営のどんなところが難しいと思われるのか、教えていただければと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

先般、武雄市の市長さんとお会いしまして話をしてまいりました。武雄市で一番これが問題になったのは、フェイスブック課っていうのつくったんですね。どうしたらフェイスブック課というのができて検索してるんですかね。ってうことをお話ししましたら、とにかく朝から晩までフェイスブック来ますよね。アクセスでも、おれが1人ででもやってやるわいというような職員さんがいると、全部おれが任せろというような人がいて、それを受け付けるというようなことでやっておられました。

それともう一つ、だから、そのくらいに簡単に立てるのは立てるかもしれないけども、だけど、それが機能していく、運用していくっていうことに関していえば、いわゆるすごく人によるという部分もあるみたいでございます。

それともう一つは、それをやるにつけて、一つはフェイスブック課の中にソフトバンクとタイアップしまして、ソフトバンクの方もお入れしましてやっているとということで大がかりでやっておられました。ところが、まだまだ十分機能していないというようなところあるんですけども、あそこの場合は、武雄市の場合は武雄温泉もあるというようなことで、そういったものを通してとにかく最初はやっていくと、入り口のところを武雄市でやって、あと中に入っていったら、いろんなところに分かれていくんだと。ただ、あそこの場合はフェイスブック課の中にホームページも一緒に入れると、インクルードしてやってるんですね。そのあたりについては、やはりかなり勉強しないと危険性もあるかと思うんですよね。そういう意味での、いわゆる管理運営という意味でございます。

したがいまして、それをやるにつけては、まだまだこちらの方もものすごく勉強してやっていかないといけないということで、危険負担が伴いますのでもう少し時間をいただきたいということでございます。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

そうですね。いろいろ勉強していただいて、今後も先進地域の分を取り入れながら、ホームページもあわせて、いろんなソーシャルネットワークを使

うと可能性が広がると思いますので、ぜひ長与町でも積極的な取り組みをしていただければというふうに思います。

次に、各家庭のタブレット配布についてなんですけれども、これも同僚議員からいろんなお話が出てるかと思うんですが、費用の中でいろんな、10億かかるとか20億かかるとか初期は600万だとか、ちょっと金額的にわからないんですけれども、現時点で町長がマニフェストに掲げられたころと状況が変わってるかと思うんですが、現時点で考える町長のタブレット配布についての費用対効果をどうお考えか教えてください。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

当初お話をいたしましたけども、現在考えております部分につきましては2つの部分があります。一つは、いわゆる放送取得をやっていくということでございます。もう一つは、今度はいわゆる双方向の通信の部分でございます。

この2つの部分が、今実験をしながらやっていくということでございます。まず放送するという部分に関していえば、長与町の中に電波の枠がないといけないということで、その電波の枠は調べました、あいてます。しかし、これは専願ということで、早い者勝ちで取っていった方が勝ちだということなんです。その部分については調査しました結果、あいてるからこれを総務省に申請して、まずそれを取りたいというのが1点あります。そのための費用経費がかかるということでございます。それが取られますと、いろんなものが、それは放送というのはまず出すだけですので、通信というのは出して、こちらを受けて出すというようなものがあるわけなんですけれども、その放送というのはいろんなものが乗つけられると。例えば、そして出すっていうことは遮へい能力もありますから、家の中にもどんどん電波が入っていく。それから携帯にも電波が届くというようなこともあります。

もう一つ、通信ってのは双方向でございますので、この部分についてもいろいろ今の長与町にある施設を利用して、アンテナたくさんありますので、それを利用して、まずアナログをデジタルにせんといかんということありますので、それをアナログからデジタルに変換できるかどうかというのを認証試験、この試験をしなくちゃいけないということでございます。

そういったものをクリアして初めて次に進むんでありまして、したがってタブレットを使うときはまだ実験段階ですので、多分、例えば消防団員の290名の方にまずしてもらおうとか、自治会長さん宅に置いてもらって検証してもらおうとか、そういったもので検証していきたいというふうに思っておるわけですね。現在タブレットは2万8,000ほどかかります。今、もう少し安くなってると思います。ただ、現在、雲仙市は全1万5,000使って今やとるんですね。これは完全に、いわゆる防災特区ですので、大体1台5万円ぐらいかかってます。だから、全然タブレットが安いわけですよ。そして、タブレットの場合は先ほど言った放送あたりが入ってきますと、

もっといろいろなものの活用ができるというようなことでございますので、少しまだわかりにくい部分があるかもしれませんが、タブレットを今すぐそれだけのほど使おうという意味ではございません。

議 長 (山口経正議員)  
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

タブレット配布までにはまだ時間がかかるということなのですが、このタブレット配布で最初に全世帯への配布ってということだったんですが、そこまで町民の方が本当に望んでるのかなっていうところがありますので、町民へのニーズ調査とかいうのを行ったのか、ちょっとお尋ねします。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)

現在、その分を今から調べるところです。だから、したがって最初から一遍にやろうということは全然思ってません。実験をしながら、そしてこれにこれを入れた方が住民のニーズがあるんじゃないだろうかと、そういったニーズを受けながら、そして本当に、この一番大きな根本的な問題は、皆さんが欲しい情報を何とか、いわゆる私たちが与えることができるかっていうのが根本でございます。こちらがしたいからやるわけじゃなくて、皆さん方が便利になるというのが、それがまず原点ですので、その分をするために、十分そういったものに一つずつ調査をしながら、そして広げていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)  
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

そうですね。やっぱり町民のニーズに合った配布が必要かと思っておりますので、今いろんな方からお話を聞くと、うちには要らないと、欲しいという方もいろいろいらっしゃると思いますので、その辺も検討していただけて進めていただければというふうに思います。

その中で、タブレット配布で、私はやっぱり高齢者のための見守りシステムっていうのもおっしゃってたと思いますので、そのあたりを進めるのが必要かと思っておりますので、健康で元気な方は情報はどんな形でも得られると思うんですね。それから先ほどでも話の防災無線もありましたけれども、やはり受けられない方を重視に考えていただいて、最初から全世帯とすると、かなりのコストもかかって実践するまでに時間が相当かかりますので、町長が4年の間にするとはいきのうもおっしゃってましたけれども、非常に厳しいかと思っておりますので、高齢者向けっていうところを特化して考えていただくのも一つの方法であるんじゃないかというふうに思いますので、そのあたりも御検討いただければというふうに思います。

これから、やっぱり長与町でもますます進む少子高齢化に向けて、1人でも楽しく暮らせるような町。町長がずっと言っていると思います、住んで

よかったと言われるような幸福度日本一の町づくりのために、将来を見据えて取り組まれることを願って、きょうの質問を終わりとしたいと思います。ありがとうございました。

議 長

(山口経正議員)

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもお疲れさまでした。

(散会 16時13分)